



Illustrative disclosures

Guide to condensed
interim financial statements
要約期中財務諸表ガイド—開示例

IFRS®会計基準

2025年3月

kpmg.com/jp/ifrs



目次

本冊子について	2
参照及び略語	6
独立監査人の要約期中連結財務諸表に対するレビュー報告書	7
要約期中連結財務諸表	9
要約連結財政状態計算書	10
要約連結純損益及びその他の包括利益計算書	13
要約連結持分変動計算書	16
要約連結キャッシュフロー計算書	20
要約期中連結財務諸表注記	23
Appendix	
I 2025年に適用される新しいIFRS会計基準及びIFRS会計基準の改訂並びに将来適用される規定	62
II 包括利益の表示－ 2つの計算書により表示するアプローチ	64
III 要約連結純損益及びその他の包括利益計算書 (四半期報告企業)	66
謝辞	69
KPMGによるその他の刊行物	70

要約期中連結財務諸表注記

作成の基礎

1. 報告企業	23
2. 会計処理の基礎	23
3. 判断及び見積りの使用	24
4. 会計方針の変更	25

当期の実績

5. 事業セグメント	26
6. 収益	28
7. 非継続事業	31
8. その他の収益または費用	33

従業員給付

9. 株式に基づく報酬契約	34
10. 従業員給付	35

法人所得税

11. 税金費用	36
----------	----

代替的な業績指標

12. 調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）	38
-------------------------------	----

資産

13. 棚卸資産	39
14. 売却目的で保有する処分グループ	39
15. 有形固定資産	40
16. 無形資産及びのれん	41

資本及び負債

17. 払込資本及びその他の資本	43
18. 借入金等	44
19. 引当金	47

金融商品

20. 金融商品－公正価値及びリスク管理	48
----------------------	----

当社グループの構成

21. 子会社の取得	56
22. 非支配持分の取得	59

その他の情報

23. 偶発事象	59
24. 関連当事者	60
25. 後発事象	60
26. 公表はされているが未発効のIFRS会計基準	61

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group（KPMG IFRG Limitedの一部）が作成したものです。

企業が要約期中連結財務諸表をIAS第34号「期中財務報告」に従って作成及び表示する際に役立つものとなることを目的として作成されており、一般的な事業活動を営む架空の多国籍企業（この企業グループ）を想定した財務諸表の様式を例示しています。この架空の報告企業は従来よりIFRS会計基準を適用しており、初度適用企業ではありません。初度適用に関する詳しい情報については、KPMGの刊行物「[Insights into IFRS®](#)」（第21版）の6.1章をご参照ください。

内容

本冊子では、以下の架空の報告企業を想定しています。

- － IAS第34号に基づき1組の要約期中財務諸表を公表することを選択している。
- － 過年度に年次財務諸表を公表しており、期中財務諸表の利用者は直近の年次財務諸表を入手できる。
- － 直近の年次財務諸表の注記において報告された情報の重要な更新のみを記載する。
- － 期中財務諸表を連結ベースで作成する。
- － 特に記載のない場合、直近の年次財務諸表で採用した会計方針と同じ会計方針を採用している。
- － 半期報告書を作成するが、四半期報告書は作成しない。

2025年版における変更点

[Appendix I](#)には、2025年1月1日を事業年度の期首とする企業に適用される会計基準及び改訂と、それよりも後に適用される会計基準及び改訂とを区分した、国際会計基準審議会（以下、IASB）によって公表された新しい会計基準及び改訂の包括的なリストを掲載しています。

2025年に新しく適用される改訂は、要約期中財務諸表に明示的に求められる新たな開示を導入するものではありません。また、この企業グループは、新たに適用される改訂の影響を受ける取引は一切行っていません。

2025年期中報告におけるその他の検討事項

OECD（経済協力開発機構）が公表した枠組みをベースとしている第2の柱に関する税制は、多くの管轄区域で導入、または導入が進められています。この第2の柱に関する税制は、グループ企業が事業を行っている特定の管轄区域においては2023年及び2024年に制定されています。当該税法を施行するための仕組みの一部は2024年1月1日に有効となり、別の仕組みは2025年1月1日に有効となりました。2025年6月30日に終了する6ヶ月間の第2の柱に関する税制に関連するこの企業グループの当期税金費用の開示例については、[注記11\(B\)](#)を参照してください。

この企業グループは「国際的な税制改革 - 第2の柱モデルルール（IAS第12号の改訂）」により、繰延税金会計の免除が適用されています。第2の柱に関する税制が財務報告に及ぼす影響についての詳細な情報は、KPMGのFAQを含む[デジタルガイド](#)をご参照ください。

対象となる会計基準

本冊子は、IASBによって2025年3月20日までに公表され、2025年1月1日に開始する事業年度から企業に適用が義務付けられるIFRS会計基準、IFRS会計基準の改訂及び解釈指針（本冊子では、これらをまとめて「IFRS会計基準」と称する）（以下、「現在適用されている規定」）を反映しています。2025年1月1日より後に開始する事業年度から適用されるIFRS会計基準（以下、「将来適用される規定」）の早期適用は、例示していません。IAS第34号以外の会計基準等については、要約期中財務諸表の本表または注記での開示内容を除き、例示していません。

会計基準及びその解釈指針は時とともに変化します。したがって、これらの規定及びその他の関連する解

釈指針そのものを参照することの代替として本冊子を使用することはできません。

財務諸表の作成者は、適用される法規制を考慮する必要もあります。この冊子は特定の管轄地域の規定については考慮していません。例えば、IFRS会計基準は親会社の個別財務諸表の表示は要求していませんが、法令上、個別財務諸表の作成を要求している管轄地域もあります。本冊子では連結財務諸表のみについて解説しており、個別財務諸表については解説していません。

気候関連による財務報告への影響

すべての企業は、気候変動に関連するリスクと機会に直面しており、その対応として、低炭素経済への移行を含む戦略的意思決定を行っています。これらの気候変動に関連するリスクと戦略的意思決定は、企業の財務諸表や経営指標に影響を及ぼす可能性があります。

投資家や規制当局は、気候変動に関連するリスクと機会が企業の財務状態及び経営成績にどのような影響を与えているのか、また、今後どのような影響を与えるのかについて、理解する必要があります。財務諸表が気候関連事項に関する唯一の情報源というわけではなく、企業は期中報告書の前段またはその他の部分でより包括的な開示を行うことも期待されていますが、財務諸表は重要な役割を果たしています。IFRS会計基準は気候関連のリスクや事項について明示的に言及していませんが、財務諸表を作成する際に考慮される気候関連事項に重要性がある場合には、財務諸表において関連する開示を行うことを黙示的に要求しています。

KPMGの「[Clear on climate reporting hub](#)」は、気候関連事項が財務諸表に及ぼす潜在的な影響についてのガイダンスを提供しています。特に以下をご参照ください。

- [Talkbook](#) 「Are you clear on climate reporting in the financial statements?」
- [Article](#) 及び [talkbook](#) 「Net-zero commitments」 (「[talkbook ネットゼロに向けたコミットメント](#)」もご参照ください。)
- [Article](#) 「Have you disclosed the impacts of climate-related matters clearly?」

気候変動がこの企業グループの要約期中財務諸表に及ぼす影響の解説は、無形資産及びのれんについては[注記16\(B\)](#)、排出権制度については[注記19\(C\)](#)をご参照ください。

不確実性の高い時代における財務報告

不確実性の高い時代において、多くの企業は課題に直面している可能性があります。地政学的な変化、自然災害、気候変動の影響及びインフレ圧力は、引き続き世界全体の不確実性を高めています。

このような不確実性は、消費者需要の変化、サプライチェーンの混乱、人員不足、市場のボラティリティの増大を含む、数多くの問題やリスクを企業にもたらします。また、追加的な会計上及び開示上の影響が生じる可能性もあります。

本冊子は、企業グループの期中財務諸表に対する外部事象の潜在的な影響については例示していません。

企業が事業を行っている業界及び経済環境によって、企業の資産・負債、収益・費用の認識及び測定に様々な外部事象が影響を及ぼす可能性があります。そうした事象の結果として、企業は流動性圧力により、継続企業の前提に係る困難に直面している場合があります。年次財務諸表の作成時における経営者の継続企業の前提の検討及び関連する開示に適用する考慮事項は、期中財務諸表にも適用されます。

財務諸表作成者は、外部事象が2025年度の期中財務報告に及ぼす影響について注意深く評価及び検討し、前年度の年次財務報告期間の末日後の関連する企業特有の開示について最新情報を提供しなければなりません。さらに、状況の変化により、前年度の年次財務諸表における重要な開示の関連性が低下する可能性があります。財務諸表作成者は、期中財務諸表で追加の補足的な開示を提供することを検討する必要があります。例えば、特に前年度の年次または期中報告の内容と比較して、企業は流動性に関する開示を更新及び拡充する必要がある可能性があります。

ガイダンスとして、KPMGの[Uncertain times reporting hub](#)及び記事「[What is the impact of external events on interim financial statements?](#)」をご参照ください。

財務諸表とその他の情報とのつながり

企業の一般目的財務報告書には通常、ビジネスモデルと戦略を理解する手掛かりとなる、財務諸表、サステナビリティ開示、経営者による検討及び分析（MD&A）の3つの重要な領域が含まれます。それらの情報につながりがない場合は、企業は投資家、規制当局及びその他の報告書利用者から直接指摘を受ける可能性があります。気候関連の問題やその他の不確実性は特に注目されている内容です。

年次報告書と期中報告書の両方で情報のつながりを実現させるためには、報告書の前段部分と後段部分に同じ内容が記載されていることが重要です。つながりのあるストーリーにするため、企業は以下を行います。

- － 財務報告書の前段部分（サステナビリティ情報の開示や MD&A など）と財務諸表の間に点在する情報のつながりの確保
- － 前段で開示されている個々の構成要素のつながりの確保

つながりについては、気候関連のリスクや機会、その他の不確実性など、企業の見通しの変動要因となる課題を報告する際に、特に重要です。つながりに関する詳細については、KPMGの[Connected reporting web page](#)をご参照ください。

IFRSサステナビリティ開示基準及び関連する基準の開発状況に関する詳細はKPMGのウェブページ[ISSB Standards Today](#)、欧州サステナビリティ報告基準に関する情報についてはKPMGのウェブページ[ESRS Today](#)をご参照ください。本冊子は、IAS第34号に準拠した財務諸表の作成に関する開示例のみを扱うものであり、サステナビリティ情報の開示は例示していません。

判断の必要性

本冊子の開示例はKPMGの「[guides to financial statements](#)」シリーズの1つであり、IAS第34号への準拠に特に焦点を当てています。これらの開示例は網羅的なものではありませんが、本冊子では架空の報告企業について、単に例示目的で、IAS第34号により求められる開示を重要性に拘らず例示しています。本冊子に含まれる情報は一般的なものであり、特定の企業における状況への対応を意図するものではありません。

財務諸表の作成者は、期中財務諸表を作成及び表示する際に、IAS第34号の目的に照らして、会計方針の選択、財務諸表の注記の記載の順序、報告企業特有の状況を反映する開示方法及び財務諸表の利用者のニーズを考慮した開示の妥当性などについて判断を行うことが求められます。

重要性

重要性は、期中財務諸表における項目の表示及び開示に関連し、年次報告期間ではなく期中報告期間の財務情報に基づいて評価しなければなりません。期中財務諸表には、企業の期中報告日時点の財政状態及び期中報告期間における経営成績の理解に関連するすべての情報を含めなければなりません。

財務諸表の作成者はまた、重要性のない情報を含めることにより重要性のある情報を曖昧にしたり、性質や機能が異なる重要な項目を集約したりすることで、期中財務諸表が理解しにくいものとならないよう留意する必要があります。期中財務諸表にとって個々の開示に重要性がない場合は、それがIFRS会計基準における明確な要求事項であっても、提供する必要はありません。財務諸表の作成者は、期中期間に係る重要性に基づき、適切な開示のレベルを検討する必要があります。

IAS第34号第23項から第25項には、重要性及び期中財務諸表への重要性の適用に関するガイダンスが含まれています。また、IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の第84項から第88項には、期中財務諸表の作成における重要性の適用に関するガイダンスが示されており、財務諸表の作成者はこれらについても検討してください。

作成者は、IAS第34号に基づき期中財務諸表を作成するにあたり、期中財務諸表と年次財務諸表では期間と目的が異なることを踏まえたうえで、年次財務諸表を作成する際に考慮するのと同じ重要性の要因を考慮する必要があります。作成者は、直近の完全な1組の年次財務諸表からの変更について情報を提供しなければなりません。

常に大局的な見地に立つ

財務報告では、規定に準拠することだけを目的とするのではなく、効果的なコミュニケーションを行うことが重要です。投資家は事業報告の品質向上を引き続き求めているため、作成者は関連性を考慮せずに規定への準拠に傾注することがないよう留意しなければなりません。企業は期中財務諸表を作成する際に、財務情報を有効な方法で報告することによってコミュニケーションを改善することに重点を置く必要があります。

また、企業は企業報告（corporate reporting）のより広い観点に照らして財務諸表の表示及び開示を刷新することを検討することができます。さらなる情報については、KPMGのウェブページ [Connected Reporting Today](#) を参照してください。

参照及び略語

本冊子の左の余白には、参照条項を付しています。原則として、これらの参照条項は、表示規定及び開示規定に関するものに限定しています。

IAS 34.15

IAS第34号第15項

[IFRS 2.45]

IFRS第2号第45項。角括弧は、その参照条項が、年次財務諸表の表示規定または開示規定であり、期中期間を理解するのに重要であると判断される場合を除き、要約期中財務諸表においては明確に要求されていないものであることを示しています。

Insights 2.3.60.10

KPMGの刊行物「[Insights into IFRS®](#)」(第21版)の第2.3.60.10項

本冊子の本文の左側余白の以下の線は以下の内容を示すものです。

IFRS第8号「事業セグメント」及びIAS第33号「1株当たり利益」の適用範囲である企業にのみ適用される開示については、左側に赤線を付しています。

本冊子の2024年版からの主要な変更については、左側に二重線を付しています。

本冊子では以下の略語が用いられています。

CGU	資金生成単位
EBITDA	金利・税金・償却前利益 (Earnings before interest, tax, depreciation and amortisation)
ECL	予想信用損失
EPS	1株当たり利益
FVOCI	その他の包括利益を通じて公正価値
FVTPL	純損益を通じて公正価値
NCI	非支配株主持分
注記	要約連結中間財務諸表に関する注記
OCI	その他の包括利益

[社名]

独立監査人の 要約期中連結財務諸表に対する レビュー報告書



独立監査人の要約期中連結財務諸表に対するレビュー報告書^a

[企業名]株主各位

序文

当監査法人は、添付の[企業名]の2025年6月30日現在の要約連結財政状態計算書、同日をもって終了する6ヶ月間にかかる要約連結純損益及びその他の包括利益計算書、要約連結持分変動計算書、及び要約連結キャッシュフロー計算書、並びに期中財務諸表の注記（「要約期中連結財務諸表」）についてレビューを行った。この要約期中連結財務諸表をIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成し、表示する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、我々が実施したレビューに基づいて要約期中連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

レビューの範囲

当監査法人は、国際レビュー業務基準第2410号「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」に準拠してレビューを行った。期中財務諸表のレビューは、主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問と分析的手続及びその他のレビュー手続から構成されている。レビューは、国際監査基準に準拠して行われる監査に比べて著しく範囲が狭く、その結果、監査を行っていれば識別されたであろうすべての重要な事項を発見する保証を得ることはできない。したがって、当監査法人は監査意見を表明しない。

結論

当監査法人が実施したレビューにおいて、添付の2025年6月30日現在及び同日をもって終了する6ヶ月の要約期中連結財務諸表が、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

【特定の法域で適切とされる署名】

[当監査法人の住所]

[日付]

^a. このレビュー報告書の例示は、国際レビュー業務基準第2410号「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」に基づいている。この報告書の様式は、特定の国及び地域に固有の法制度の規定を反映したものではない。

[企業名]

要約期中連結財務諸表

2025 年 6 月 30 日

IAS 34.8(a), 10, 20(a)

要約連結財政状態計算書^{a, b, c}

[IFRS 15.105]

[IFRS 5.38, 40]

千ユーロ	注記	2025年 6月30日	2024年 12月31日
資産			
有形固定資産 ^d	15	26,154	33,230
無形資産及びのれん	16	6,175	4,541
生物資産	13(B)	7,629	7,662
投資不動産	15(C)	1,555	400
持分法適用会社に対する投資		1,791	1,948
その他の投資（デリバティブを含む） ^e	20	3,752	3,525
繰延税金資産		1,649	1,379
従業員給付		383	731
非流動資産 ^f		49,088	53,416
無形資産 ^g	16	115	120
生物資産		156	140
棚卸資産 ^h	13	11,589	12,119
契約資産 ⁱ	6(B)	1,316	782
その他の投資（デリバティブを含む） ^e	20	526	1,032
当期税金資産		-	228
営業債権及びその他の債権	6, 20	20,379	19,824
前払金 ^j		1,000	1,200
現金及び現金同等物	20	2,355	1,850
		37,436	37,295
売却目的で保有する資産 ^k	14	12,891	-
流動資産 ^f		50,327	37,295
資産合計		99,415	90,771

脚注に関しては、12ページを参照してください。

IAS 34.8(a), 10, 20(a)

要約連結財政状態計算書（続き）

千ユーロ	注記	2025年 6月30日	2024年 12月31日
資本			
資本金	17	14,979	14,550
資本剰余金	17	4,777	3,500
その他の資本の構成要素		1,188	426
利益剰余金		15,975	13,795
当社の所有者に帰属する持分		36,919	32,271
非支配持分		3,497	3,093
資本合計		40,416	35,364
負債			
借入金等 ^l	18, 20	22,517	21,145
従業員給付	10	606	841
営業債務及びその他の債務 ^m	20	252	1,675
引当金	19	1,100	400
繰延税金負債		2,587	1,567
非流動負債^f		27,062	25,628
銀行当座借越	20	120	282
当期税金負債 ⁿ		1,323	-
借入金等 ^{l, o}	18, 20	5,697	4,794
営業債務及びその他の債務 ^{m, p}	20	20,792	22,906
契約負債 ⁱ	6(B)	148	117
繰延収益		57	420
引当金	19	150	1,200
		28,287	29,719
売却目的で保有する資産に直接関連する負債 ^k	14	3,650	-
流動負債^f		31,937	29,719
負債合計		58,999	55,347
資本及び負債合計		99,415	90,711

23ページから61ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

[IFRS 15.105]

[IFRS 5.38, 40]

脚注に関しては、12ページを参照してください。

IAS 34.10	a.	各要約主要財務諸表には、最低限、直近の年次財務諸表に含まれていた表題及び小計を含める。追加的な勘定科目は、その勘定科目を省略すると誤解を招く要約期中財務諸表となる場合に含める。
	b.	期中財務諸表が未監査の場合、その旨を開示することがある。管轄地域によっては、この開示が義務付けられていることもある。
IAS 1.BC33, 34.8, 15B(g), 16A(a), 20(a), Insights 5.9.30.22	c.	IAS第34号によれば、会計方針の変更、誤謬の修正、または項目の組替えにより比較情報が修正再表示される場合であっても、前期の期首時点の財政状態計算書は、要約期中財務諸表の最小限の構成要素には含まれない。ただし、会計方針の変更または重要な過年度の誤謬の修正を含む特定の事象及び取引についての開示が義務付けられている。
IFRS 16.47(a), 48	d.	この企業グループは、投資不動産の定義を満たさない使用権資産を有形固定資産（すなわち、この企業グループが同じ種類の原資産を所有していた場合に表示する表示項目）に表示し、注記では区分して開示している。あるいは、使用権資産を財政状態計算書において区分表示することも選択できる。なお、投資不動産の定義を満たす使用権資産は、投資不動産に表示される。
Insights 7.10.40.50	e.	この企業グループは、重要性がないことからデリバティブ資産を「その他の投資」に表示している。KPMGの見解では、デリバティブ資産及び負債に重要性がある場合、それらは財政状態計算書において独立して表示されなければならない。
IAS 1.60–61	f.	この企業グループは、財政状態計算書上で、流動・非流動の区分を行っている。企業は、流動性配列法による表示が信頼性がある、より関連性の高い情報を提供するのであれば、資産・負債を流動性配列法によって表示することもできる。KPMGの刊行物「 Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures for banks （2024年12月）」では、流動性配列法による資産及び負債の表示が例示されている。
IAS 1.66, Insights 3.1.30	g.	この企業グループは、特定の無形資産（排出権）について、その実現が報告から12ヶ月以内に見込まれることから、流動資産として区分している（ 注記19(C) を参照）。企業は、無形資産を流動または非流動のいずれに区分するかを決定する際に、IAS第1号「財務諸表の表示」の規定を適用する必要がある。
IFRS 15.B21, BC367	h.	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」や他のIFRS会計基準等には、返品権付きの販売に関連する、顧客から製品を回収する権利に係る資産をどこに表示すべきかについて明確な定めはない。この企業グループは、当該資産を「棚卸資産」に含め、注記で個別に開示を行っている（ 注記13(C) を参照）。
IAS 1.54–55, IFRS 15.105, 109, A, BC320–BC321, Insights 4.2.510	i.	特に要求されていないが、この企業グループは契約資産及び契約負債に関係する表示項目を財政状態計算書に表示している。契約資産及び契約負債の流動または非流動の分類に関するIAS第1号の規定の適用について、詳細なガイダンスは Insights into IFRS® の4.2.510を参照のこと。 本冊子では「契約資産」及び「契約負債」という用語を使用しているが、他の用語が使われる場合もある。
IAS 1.66, Insights 3.1.30	j.	この企業グループは、前払金在庫の購入に関連しており、報告日から12ヶ月以内に実現することを見込んでいることから、前払金を流動資産に分類している。企業は、流動・非流動の分類を決定する際に、IAS第1号の規定を適用しなければならない。
IFRS 5.30, IAS 34.10, Insights 5.9.40.20	k.	IAS第34号では特に要求されていないが、KPMGの見解では、期中報告日時点において売却目的保有または分配目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、要約財政状態計算書において他の資産や負債とは区別して表示しなければならない。
IFRS 16.47(b)	l.	この企業グループは、リース負債を借入金等に表示している。企業（借手）は、リース負債を財政状態計算書においてその他の負債から区分表示することも選択できる。
Insights 3.1.10.30, 7.10.35.70–100, IU 12-20	m.	この企業グループは、財またはサービスの購入による支払い義務のうちサプライヤー・ファイナンス契約に関連する金額を「営業債務及びその他の債務」に含めて開示している。営業債務及びその他の債務の性質及び機能が他の営業債務と違いがなく、したがって、財政状態計算書において区分表示する必要がないと考えている。KPMGの見解では、当初の営業債務の認識の中止の有無にかかわらず、企業は財政状態計算書上における、サプライヤー・ファイナンス契約に関する金額の適切な表示を検討しなければならない。この企業グループは、注記においてこれらの金額を区分表示している（ 注記20 を参照）。
IAS 1.69, 71	n.	当期税金負債の残高には、第2の柱法人所得税が含まれる（ 注記11(B) を参照）。この企業グループは第2の柱に係る税金負債を流動負債に分類している。これは、第2の柱で適用される支払条件がその他の法人所得税の既存の支払条件と類似しており、流動への分類に関するIAS第1号の基準を満たしているためである。この企業グループは、第2の柱に係る税金負債を流動または非流動のどちらに分類するか判断するにあたって、法人所得税申告日ではなく該当する法域における特定の支払条件を考慮している。
Insights 7.10.310.10, 30–40, IAS 1.29, IFRS 7.8(e)(iii)	o.	IFRS会計基準では、組込デリバティブ及び関連する主契約に関する表示の具体的なガイダンスは示されていない。この企業グループは、主契約及び組込デリバティブが同じ契約条件であることに基いて、主契約とともに特定の転換仕債に関連する分離可能な組込デリバティブの負債を表示している。ただし、分離可能な組込デリバティブはFVTPLで測定することが義務付けられているため、注記において別個に開示されている（ 注記20 を参照）。
IFRS 15.55	p.	この企業グループは、IFRS第15号に基づき返金負債を「営業債務及びその他の債務」として表示している。この企業グループの返品条件では、別の財との交換しか認められていない（すなわち、この企業グループは返金を行っていない）。そのため、返金負債はIAS第32号「金融商品：表示」の金融負債の定義を満たさない。返金負債または買戻契約に関する負債がIAS第32号の金融負債の定義を満たす場合、IFRS第7号「金融商品：開示」の開示規定が適用される。

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書^{a,b}

6月30日に終了する6ヶ月

IAS 34.8(b), 10, 20(b)

	千ユーロ	注記	2025年	2024年 修正再表示*
[IAS 1.82(a)]	継続事業			
	収益 ^c	6	52,530	51,586
	売上原価	13, 15, 19	(31,303)	(31,922)
	売上総利益		21,227	19,664
	その他の収益	8, 15	644	190
	販売費		(7,698)	(7,498)
	一般管理費	10, 19, 21	(8,474)	(8,358)
	研究開発費		(605)	(179)
	営業債権及び契約資産に係る減損損失 ^{b,d}	20	(190)	(170)
	その他の費用	8, 14, 16, 21	(686)	-
	営業利益		4,218	3,649
[IAS 1.82(b)]	金融収益 ^e	20, 21	457	345
	金融費用 ^f	20	(1,002)	(1,007)
	金融費用純額		(545)	(662)
[IAS 1.82(c)]	持分法による投資純利益（税引後）		233	278
[IAS 1.82(d)]	税引前純利益		3,906	3,265
	税金費用	11	(1,109)	(741)
	継続事業に係る純利益		2,797	2,524
	非継続事業^g			
	非継続事業に係る純利益（損失）（税引後） ^h	7	379	(422)
	当期純利益		3,176	2,102
[IAS 1.82A(a)(i)]	その他の包括利益			
	純損益に振り替えられないことのない項目			
	有形固定資産の再評価	15	200	-
	確定給付負債（資産）の再測定		72	(15)
	FVOCIで測定される資本性金融商品への投資－公正価値の変動		141	48
	関連する法人所得税 ⁱ		(137)	(11)
			276	22
[IAS 1.82A(a)(i)]	その後に純損益に振り替えられる可能性のある項目			
	在外営業活動体－為替換算差額		437	330
	純投資ヘッジー純損失		(3)	(8)
	持分法適用会社－その他の包括利益の持分		10	-
	重要な影響力の喪失による為替換算差額の振替	21	20	-
	キャッシュフロー・ヘッジー公正価値変動の有効部分 ^j		(93)	97
	キャッシュフロー・ヘッジー純損益への振替 ^{j,k}		(17)	(11)
	ヘッジコスト剰余金－公正価値の変動		34	10
	ヘッジコスト剰余金－純損益への振替 ^k		8	2
	FVOCIで測定される負債性金融商品への投資－公正価値の変動		55	74
	FVOCIで測定される負債性金融商品への投資－純損益への振替 ^k		(47)	(48)
	関連する法人所得税 ⁱ		19	(40)
			423	406
	当期その他の包括利益（税引後）		699	428
	当期包括利益合計		3,875	2,530

* 非継続事業に関連して比較情報を修正再表示しています。注記7をご参照ください。

脚注に関しては、15ページを参照してください。

IAS 34.8(b), 10, 20(b)

IAS 34.11

IAS 34.11

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（続き）			
6月30日に終了する6ヶ月			
千ユーロ	注記	2025年	2024年 修正再表示*
純利益の帰属先：			
当社の所有者		2,985	2,014
非支配持分		191	88
		3,176	2,102
包括利益合計の帰属先：			
当社の所有者		3,660	2,396
非支配持分		215	134
		3,875	2,530
1株当たり利益			
基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.82	0.51
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.80	0.50
1株当たり利益－継続事業 ¹			
基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.70	0.64
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.69	0.63
調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA） ^m	12	6,765	7,902
23ページから61ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。			

脚注に関しては、15ページを参照してください。

IAS 1.10A, 99–100, 34.8(b), 8A, 10, 20(b)	a.	この企業グループは、「1計算書」方式に従って包括利益を表示することを選択し、純損益で認識した費用を企業グループ内における機能に基づき分析することを選択している。企業は、信頼性が高く関連性がより高い情報を提供する場合には、費用の性質に基づき分析することも選択できる。この分析は注記に表示することもできる。代替的な「2計算書」方式の開示例については、Appendix IIを参照。
IAS 34.10, IAS 1.82	b.	各要約主要財務諸表には、最低限、直近の年次財務諸表に含まれていた表題及び小計を含める。追加的な表示科目は、その勘定科目を省略すると財務諸表が誤解を招くものとなる場合に含める。 IAS第1号は、純損益計算書で特定の表示科目を独立して表示することを要求している。この企業グループは、期中報告期間において特定の表示科目に反映すべき事象または取引が生じなかったことから、それらの表示科目は表示していない。
IFRS 15.113, IAS 1.29–30, 85, Insights 4.2.560.25	c.	KPMGの見解では、IAS第1号の規定を考慮すると、企業は「顧客との契約から生じる収益」を純損益計算書の独立の表示科目として表示することを要求されておらず、他の種類の収益と合算できる。ただし、注記または純損益計算書のいずれかにおいて「顧客との契約から生じる収益」の個別開示を提供するにあたって、企業はIFRS第15号の範囲内にない金額を含めるべきではないとKPMGは考える。
IAS 1.31, 82(ba), 85, 97, 99, Insights 4.1.20.40	d.	純損益及びその他の包括利益計算書に機能別または性質別の費用分析を表示する企業は、この表示が、ある事象または状況の影響を純損益及びその他の包括利益計算書においてその利息収益を金利収益として区分して表示することが求められる。KPMGの見解では、その他の金融資産から生じる金利収益は、それが企業の通常の活動の過程で生じる場合には、別の収益科目に表示することができる。 - 営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）に關係する減損。これは、純損益及びその他の包括利益計算書で区分して表示されている。 - 負債性証券への投資に關連する減損は、区分して表示されていないものの、重要性に鑑み「金融費用」に含められている。 この企業グループは、経営成績を理解するうえでこの表示に適合性があると考えている。
IAS 1.82(a), Insights 7.10.70.15–20	e.	この企業グループは、利息収益が収益創出活動の一部であるとは考えていないことから、当初認識後に償却原価またはFVOCIで測定される金融資産に係る利息収益を「金融収益」の一部に含めている。実効金利法を用いて算定した利息収益が収益の一部である場合、純損益及びその他の包括利益計算書においてその利息収益を金利収益として区分して表示することが求められる。KPMGの見解では、その他の金融資産から生じる金利収益は、それが企業の通常の活動の過程で生じる場合には、別の収益科目に表示することができる。
IAS 1.82(b), IFRS 16.49, 7.IG13	f.	この企業グループは、リース負債に係る金利費用を使用権資産に係る減価償却費と区分して表示している。リース負債に係る金利費用は財務コストの内訳項目であり、純損益及びその他の包括利益計算書において区分表示される。
IFRS 5.30, IAS 34.10, Insights 5.9.40.20	g.	IAS第34号では明確に要求されていないが、KPMGの見解では、当期中報告期間の末日時点において非継続事業である事業、または当期中報告期間に処分された事業は、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の原則に従い、区分して表示しなければならない。
IFRS 5.33(a)–33(b), IAS 1.82(ea)	h.	この企業グループは、純損益及びその他の包括利益計算書上、非継続事業に係る純損益（税引後）の単一の内訳を開示することを選択しており、注記7でその単一の内訳を、収益、費用及び税引前純損益の内訳に分解している。企業は、この内訳を純損益及びその他の包括利益計算書上に表示することもできる。
IAS 1.90–91, 34.10	i.	この企業グループは、その他の包括利益の個々の構成要素を、純損益及びその他の包括利益計算書上で税効果考慮前の金額で表示して關連する法人所得税の合計額を表示することを選択している。企業は、財務諸表に關連する法人所得税を控除した後のその他の包括利益の個々の構成要素を表示することもできる。
IFRS 9.6.5.11, 6.5.15, IAS 1.82A(a), Insights 7.10.90.35	j.	IFRS第9号は、その他の包括利益に過去に認識された金額を純損益に振り替えなければならないか否か及びその時期について規定している。ただし、利得または損失がその他の包括利益に認識された時点でその後純損益に振り替えられるか否かについて不明な状況もある。例えば、企業が非金融項目の将来購入をヘッジする場合、關連するヘッジの利得及び損失は当初認識後、非金融項目の当初コストに含まれ、非金融項目が処分または評価減されるときに純損益に影響を与える。反対に、将来のヘッジされたキャッシュフローが発生しない見込みである場合、または損失の回収の見込みがなくなった場合、ヘッジに係る利得または損失は純損益に振り替えられる。したがって、KPMGの見解では、キャッシュフロー・ヘッジに係る利得または損失及び非金融資産または負債の将来の認識に關連するヘッジ・コストは、一定の条件を満たす場合、当初認識後、純損益に振り替えられる可能性のある項目としてその他の包括利益に表示しなければならない。
IAS 1.94, 34.10	k.	この企業グループは、組替調整を純損益及びその他の包括利益計算書において表示することを選択している。企業は、注記においてこれらの調整を表示することもできる。
IAS 34.10, Insights 5.9.50.10	l.	IAS第34号では特に要求されていないものの、この企業グループは以下の事項を開示している。 - 要約連結純損益及びその他の包括利益計算書において、継続事業からの1株当たり利益 - 注記において、非継続事業からの1株当たり利益（注記7を参照） 期中報告期間に關する適切な開示の程度は重要性によって異なる。
IAS 34.10, IAS 1.85–85B, BC38G, Insights 4.1.150	m.	この企業グループは、調整後EBITDAを開示している。これは、経営者がこの測定値が企業の業績を理解するうえで關連性があると考えているからである。この開示は例示目的でのみ提供されている。

要約連結持分変動計算書

2025年6月30日に終了する6ヶ月

IAS 34.8(c), 10,20(c)

千ユーロ	注記	当社の所有者に帰属する持分			
		資本金	資本剰余金	為替換算調整勘定	ヘッジ剰余金
2024年12月31日残高		14,550	3,500	143	490
当期包括利益合計					
当期純利益		-	-	-	-
当期その他の包括利益		-	-	440	(74)
当期包括利益合計		-	-	440	(74)
棚卸資産のコストに振り替えられたヘッジ損益及びヘッジのコスト					
		-	-	-	4
当社所有者との取引					
抛出及び分配					
普通株式の発行	17	390	1,160	-	-
企業結合に関連する普通株式の発行	21	24	63	-	-
転換社債の発行	18	-	-	-	-
自己株式の売却 ^a		-	19	-	-
配当	17	-	-	-	-
株式決済型の株式に基づく報酬 ^b	9	-	-	-	-
ストック・オプションの行使	17	15	35	-	-
抛出及び分配合計		429	1,277	-	-
所有持分の変動					
支配の変動を伴わない非支配持分の取得	22	-	-	8	-
非支配持分を伴う子会社の取得	21	-	-	-	-
所有持分の変動合計		-	-	8	-
当社所有者との取引合計		429	1,277	8	-
2025年6月30日残高		14,979	4,777	591	420

23ページから61ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

当社の所有者に帰属する持分								
ヘッジコスト 剰余金	公正価値の 変動による 評価差額	再評価 剰余金	自己株式	転換社債の 資本要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
(26)	99	-	(280)	-	13,795	32,271	3,093	35,364
-	-	-	-	-	2,985	2,985	191	3,176
27	100	134	-	-	48	675	24	699
27	100	134	-	-	3,033	3,660	215	3,875
4	-	-	-	-	-	8	-	8
-	-	-	-	-	-	1,550	-	1,550
-	-	-	-	-	120	207	-	207
-	-	-	-	109	-	109	-	109
-	-	-	11	-	-	30	-	30
-	-	-	-	-	(1,243)	(1,243)	-	(1,243)
-	-	-	-	-	363	363	-	363
-	-	-	-	-	-	50	-	50
-	-	-	11	109	(760)	1,066	-	1,066
-	-	-	-	-	(93)	(85)	(115)	(200)
-	-	-	-	-	-	-	304	304
-	-	-	-	-	(93)	(85)	189	104
-	-	-	11	109	(853)	981	189	1,170
5	199	134	(269)	109	15,975	36,919	3,497	40,416

IAS 32.33,
Insights 7.3.750.10–
20

a. IFRS会計基準は、自己株式を資本においてどのように表示するかについて規定していない。ただし、地域の法律により、配分方法が規定されていることがある。したがって、企業が資本における自己株式の表示方法を決定する際には、法的環境を考慮しなければならない。企業は、すべての自己株式に対して毎期継続して適用される表示方式を選択する必要がある。この企業グループは、自己株式に係るコスト合計を資本の別項目として表示することを選択している。

IAS 1.78(e), 79(b),
108, Insights
4.5.900.20

b. IFRS第2号「株式に基づく報酬」は概して、株式に基づく報酬取引に関連して認識された資本の増加を資本の独立した項目として表示するか、利益剰余金に含めるかについて、言及していない。KPMGの見解では、IFRS会計基準のもとでいずれのアプローチも認められる。この企業グループは、そのような増加を利益剰余金に含めて表示することを選択している。

要約連結持分変動計算書（続き）

2024年6月30日に終了する6ヶ月

IAS 34.8(c), 10, 20(c)

当社の所有者に帰属する持分					
千ユーロ	注記	資本金	資本剰余金	為替換算 調整勘定	ヘッジ 剰余金
2024年1月1日報告残高		14,550	3,500	(129)	434
当期包括利益合計					
当期純利益		-	-	-	-
当期その他の包括利益		-	-	248	74
当期包括利益合計		-	-	248	74
棚卸資産のコストに振り替えられたヘッジ損益 及びヘッジのコスト		-	-	-	(1)
当社所有者との取引					
拠出及び分配					
配当	17	-	-	-	-
株式決済型の株式に基づく報酬	9	-	-	-	-
当社所有者との取引合計		-	-	-	-
2024年6月30日残高		14,550	3,500	119	507

23ページから61ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

当社の所有者に帰属する持分								
ヘッジコスト 剰余金	公正価値の 変動による 評価差額	再評価 剰余金	自己株式	転換社債の 資本要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
(35)	17	-	-	-	8,516	26,853	2,720	29,573
-	-	-	-	-	2,014	2,014	88	2,102
8	62	-	-	-	(10)	382	46	428
8	62	-	-	-	2,004	2,396	134	2,530
1	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	(524)	(524)	-	(524)
-	-	-	-	-	173	173	-	173
-	-	-	-	-	(351)	(351)	-	(351)
(26)	79	-	-	-	10,169	28,898	2,854	31,752

IAS 34.8(d), 10, 20(d)

要約連結キャッシュフロー計算書

6月30日に終了する6ヶ月

千ユーロ	注記	2025年	2024年
営業活動によるキャッシュフロー^a			
当期純利益		3,176	2,102
調整：			
－ 減価償却		2,604	2,490
－ 償却		295	355
－ 有形固定資産の減損損失（戻入れ）	15	(393)	1,123
－ 無形資産及びのれんの減損損失	16	16	285
－ 処分グループの再測定による減損損失	14	25	-
－ 生物資産の公正価値の変動		60	(38)
－ 投資不動産の公正価値の増加		(55)	(50)
－ 金融費用純額		545	662
－ 持分法による投資純利益（税引後）		(233)	(278)
－ 有形固定資産の売却による利得	15	(50)	(25)
－ 非継続事業の売却による利得（税引後）	7	(516)	-
－ 株式決済型の株式に基づく報酬取引		361	173
－ 税金費用		1,084	697
		6,919	7,496
増減：			
－ 無形資産（排出権） ^b		5	(20)
－ 棚卸資産		249	450
－ 営業債権及びその他の債権		(7,441)	2,126
－ 契約資産		(533)	-
－ 前払金		200	(1,200)
－ 営業債務及びその他の債務		3,676	(1,743)
－ 契約負債		31	27
－ 引当金及び従業員給付		(329)	132
－ 繰延収益		(363)	(20)
営業活動から生じたキャッシュフロー		2,414	7,248
利息の支払額 ^{c, d}		(920)	(800)
法人所得税の支払額		(200)	(950)
営業活動による正味キャッシュフロー		1,294	5,498
投資活動によるキャッシュフロー			
利息の受取額 ^e		116	85
配当金の受取額 ^e		51	100
有形固定資産の売却による収入	15	1,177	406
投資の売却による収入		427	213
非継続事業の処分による収入（処分された非継続事業の現金控除後） ^e	7	10,890	-
子会社の取得による支出（取得した現金控除後）	21	(1,799)	-
有形固定資産の取得による支出	15	(11,859)	(2,315)
投資不動産の取得による支出		(300)	-
非流動生物資産の購入による支出		(155)	(219)
その他の投資の取得による支出		(215)	-
開発にかかる支出		(846)	(881)
資産関連の政府補助金の受取額 ^f		68	146
投資活動による正味キャッシュフロー		(2,445)	(2,465)

脚注に関しては、22ページを参照してください。

IAS 34.8(d), 10, 20(d)

要約連結キャッシュフロー計算書（続き）

6月30日に終了する6ヶ月

千ユーロ	注記	2025年	2024年
財務活動によるキャッシュフロー			
普通株式の発行による収入	17	1,550	-
転換社債の発行による収入	18	5,000	-
償還優先株式の発行による収入	18	2,000	-
自己株式の売却による収入		30	-
ストック・オプションの行使による収入	17	50	-
デリバティブの決済による収入		6	11
借入金等に関連する取引コストの支払額	18	(311)	-
非支配持分の取得による支出	22	(200)	-
借入金の返済による支出	18	(4,811)	(3,408)
リース負債の支払額 ⁹	18	(254)	(123)
配当金の支払額 ⁶	17	(1,243)	(524)
財務活動による正味キャッシュフロー		1,817	(4,044)
現金及び現金同等物の純増加（減少）額		666	(1,011)
1月1日現在の現金及び現金同等物 [*]		1,568	2,226
保有する現金の為替変動による影響		1	7
6月30日現在の現金及び現金同等物[*]		2,235	1,222

* 現金及び現金同等物には、要求払債務であり当社グループの資金管理の不可分な構成部分である当座借越が含まれています。

23ページから61ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

脚注に関しては、22ページを参照してください。

IAS 7, 18, 34, 10	a. この企業グループは、営業活動によるキャッシュフローを間接法に基づいて表示することを選択している。 企業は、営業活動によるキャッシュフローを、営業活動に関連する収入及び支出を主な種類ごとに総額で開示する方法である直接法に基づいて表示することもできる。このような表示は、KPMGの刊行物「Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures（2024年9月版）」のAppendix IIIに記載されている（「IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例」もご参照ください）。
IAS 7.6, 11, Insights 2.3.20.11	b. この企業グループは、排出権（流動無形資産）に関連するキャッシュフローを営業活動に区分している。これは、排出権は当該企業グループの主要な収益生成活動に関連しており、当該資産の性質が長期的とはみなされないためである。排出権は、年間排出量に伴う債務を決済するために政府に引き渡すことにより、12ヶ月以内に実現する見込みである。企業はキャッシュフローの区分を決定する際に、その関連する活動の性質を考慮している。
IAS 7.31, Insights 2.3.50.10-20	c. IFRS会計基準は、利息及び配当金の受取りによるキャッシュフロー、並びに利息及び配当金の支払いによるキャッシュフローを別個に開示することを要求している。KPMGの見解では、そのような開示は注記ではなくキャッシュフロー計算書において義務付けられる。IFRS会計基準に明確なガイダンスがないため、企業は、以下の分類についての自社の会計方針を選択し、每期継続して適用している。 利息及び配当金の支払いの、営業活動または財務活動によるキャッシュフローへの分類 利息及び配当金の受取りの、営業活動または投資活動によるキャッシュフローへの分類 この企業グループは、利息の支払いによるキャッシュフローを営業活動に、利息及び配当金の受取りによるキャッシュフローを投資活動に、そして配当金の支払いによるキャッシュフローを財務活動に、それぞれ分類することを選択している。 利息の支払いにはリース負債の金利部分が含まれる。下記脚注(d)及び(g)を参照のこと。
Insights 2.3.50.38	d. KPMGの見解では、企業は資産計上した利息に関連するキャッシュフローの区分について以下のいずれかの会計方針を選択し、每期継続して適用すべきである。 — 適格資産を取得するための他の現金支出を投資活動に含める場合、投資活動によるキャッシュフローに含める。 — 資産計上していない利息キャッシュフローと同様に区分する。 この企業グループは、資産計上した利息を資産計上していない利息によるキャッシュフローと同様に区分した。
IAS 7.10, IFRS 5.33(c), Insights 5.4.220.50	e. この企業グループは、要約連結キャッシュフローにおいて、すべてのキャッシュフローを合計で（すなわち、継続事業と非継続事業の両方が含まれている）表示している。非継続事業のキャッシュフローの金額は、営業活動、投資活動及び財務活動ごとに開示している（注記7を参照）。ただし、KPMGの見解では、IFRS第5号及びIAS第7号「キャッシュフロー計算書」の規定を満たすには様々な方法がある。
IAS 7.10–11, Insights 2.3.20.11	f. 政府補助金の受取から生じるキャッシュフローの分類について、IFRS会計基準には具体的なガイダンスはない。キャッシュフローは、関連する活動の性質に基づき分類されなければならない。この企業グループは、関連する活動の性質を反映させるために、資産関連の補助金に関連するキャッシュフローを投資活動に、収益関連の補助金に関連するキャッシュフローを営業活動に分類している。
IFRS 16.50, IAS 7.17(e)	g. この企業グループは、次のような分類を行っている。 — リース負債の元本部分に対する現金支払いを財務活動に含める。 — 金利部分に対する現金支払いを営業活動に含める（上記脚注(c)を参照）。 — 短期リース料及び少額資産のリース料を営業活動に含める。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記^a

1. 報告企業

〔企業名〕（「当社」）は〔国名〕に所在する企業です。2025年6月30日及び同日に終了した6ヶ月間の当社の要約期中連結財務諸表（以下、「期中財務諸表」）は、当社及び子会社（「当社グループ」とします）により構成されています。当社グループは、主に紙及び紙関連製品の製造、樹木の栽培及び木製品の販売を行っています（注記5及び注記6を参照）。

2. 会計処理の基礎^{b, c}

2025年6月30日に終了する6ヶ月間に関するこの期中財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に従って作成しており、当社グループの2024年12月31日及び同日に終了した事業年度の直近の年次連結財務諸表と併せて読まれることを意図しています。この期中財務諸表には、IFRS会計基準に基づいて作成された完全な1組の財務諸表に要求されるすべての情報が含まれているわけではありません。ただし、直近の年次財務諸表以降の当社グループの財政状態及び経営成績の変動を理解する上で重要な事象と取引に関する、精選された説明的注記が含まれています。

この期中財務諸表の公表は、〔日付〕において当社の取締役会により承認されています^d。

IAS 34.10, 15, 19,
Insights 5.9.30.10

IAS 1.113-114

- a. 注記は、実務的に可能な範囲で体系的な方法で表示し、主要財務諸表の項目と相互参照する。体系的な表示の方法を決定するにあたり、企業は、その方法が財務諸表の理解し易さや比較可能性に与える影響を検討する。この企業グループは、経営成績及び財政状態を理解するうえで最も適切と考えられる方法で、関連性のある情報をまとめて表示する際に、判断を行使している。本冊子で表示されている順序は、例示目的のものであり、企業は注記の構成を、企業特有の状況に合わせて独自に検討する必要がある。

IAS 1.4, 25, 122,
10.14, 16, 34.15Insights 5.9.10.35,
37

- b. 本冊子では例示されていないが、企業は期中財務諸表において継続企業の前提の使用に関する特定の事項を開示することが適切か否かを検討する。企業は、期中財務諸表の公表承認日より前に識別した継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状態に関する重要な不確実性について、直近の年次財務諸表において開示していたか否かに関係なく、期中財務諸表で開示する。経営者が重要な不確実性はないと結論付けたものの、結論に至る過程において重要な判断を行った場合（「紙一重の」シナリオ（'close call' scenario））には、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象や状態に関する重要な不確実性が存在しないと結論付けた判断を開示する必要がある。詳細については、KPMGの記事¹を参照。

継続企業の前提に関する開示が求められる企業の開示例については、KPMGの刊行物「Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures」（2024年9月版）のAppendix IVに記載されている（「IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例」もご参照ください）。

IAS 1.4, 34.20,
Insights 5.9.70

- c. 企業が新会社である場合を除き、要約期中財務諸表には比較主要財務諸表を含める。比較主要財務諸表が含まれない場合、IAS第34号に準拠していると記述することはできない。しかし、IAS第34号には、精選された説明的注記に含めるべき比較情報（数値と記述式比較情報の両方）に関して特に具体的な定めはない。KPMGの経験では、当期中間においても引き続き関連性があるという理由から、数値の比較情報と記述式比較情報の両方を説明的注記に含めることが一般的である。KPMGの見解では、どの比較情報を精選された説明的注記に含めるべきかを決定する際に、経営者は判断を行使すべきである。

IAS 10.17-18

- d 承認日後に発生した事象は当期中報告期間の要約期中財務諸表上での開示または調整がなされないため、IAS第34号では明確に要求されていないが、承認日及び承認者を開示することが財務諸表利用者の理解に有用な場合がある。これらの開示が、地域の法律で義務付けられていることもある。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.41

3. 判断及び見積りの使用^a

この期中財務諸表を作成する際に、経営陣は、当社グループの会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす、気候関連リスクと機会を含む、将来についての判断及び見積りを行っています。実績がこれらの見積りとは異なることがあります。

IAS 34.15, 16A(d), 28

当社グループの会計方針の適用及び見積りの不確実性の主な原因について経営陣が行った重要な判断は、直近の年次財務諸表に記載したものと同じです。

IAS 34.16A(j),
IFRS 13.93(g)

公正価値の測定^b

当社グループの会計方針及び開示規定の多くは、金融資産・負債及び非金融資産・負債の両方について公正価値を算定することを規定しています。

当社グループは公正価値の測定に関して管理体制を確立しています。この管理体制には、レベル3の公正価値を含むすべての重要な公正価値測定を監督する包括的な責任を負い、当社の最高財務責任者に直接報告を行う評価チームが含まれています。

評価チームは、重要な観察可能でないインプット及び評価の調整を定期的にレビューしています。公正価値の測定に、ブローカー相場やプライシング・サービスといった第三者の情報をを用いる場合、評価チームは、それらの評価がIFRS会計基準の規定を満たすという結論（第三者からのインプットに基づいて見積られる公正価値が分類されるべき公正価値ヒエラルキーのレベルを含む）を裏付けるため、第三者から得た証拠を検証しています。

評価に重要な問題点が生じた場合は、当社グループの監査委員会に報告されます。

当社グループは、資産または負債の公正価値を測定する際に、入手可能な限り観察可能な市場データを用いています。公正価値は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、以下の3つのレベルに区分されます。

- － レベル1：同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）
- － レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的（すなわち、価格で）または間接的に（すなわち、価格を用いて）観察可能なもの
- － レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産または負債に関するインプット（観察可能でないインプット）

IAS 34.15, 16A(d),
28

- a. 本冊子では例示されていないが、企業は、外部事象（例えば地政学的な変化、自然災害、気候変動による影響及びインフレ圧力等）が財務報告に与える影響を注意深く評価及び検討する必要があり、直近の年次財務報告期間の末日後の関連する企業固有の開示について最新情報を提供する必要がある。関連するガイダンスとして、KPMGの[Uncertain times reporting hub](#)、及びWeb記事「[What is the impact of external events on interim financial statements](#)」を参照。

IAS 34.15, 16A(j),
Insights 5.9.140.30

- b. IFRS第13号「公正価値測定」の開示規定は金融商品以外の資産及び負債にも適用されるが、IAS第34号では、IFRS第13号「公正価値測定」の開示規定は金融商品にしか関連しないことを明確にしている。ただし、非金融資産及び非金融負債に関する公正価値の開示は、状況によって、すなわち直近の年次報告期間の末日以降のその企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要な事象や取引について説明する場合に必要となる可能性がある。

IAS 34.8(e)

IFRS 13.95,
IAS 34.16A(j)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

3. 判断及び見積りの使用（続き）

資産または負債の公正価値の測定に用いられるインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに分類される場合、その公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同一の公正価値ヒエラルキーのレベルにその公正価値測定全体を区分します。

当社グループは公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを、その振替えが発生した報告期間の末日に認識しています。

公正価値を測定する際の仮定に関する詳細な情報は、[注記20](#)に含まれています。

4. 会計方針の変更^a

当社グループは、2024年12月31日現在及び2024年12月31日に終了する事業年度の当社グループの連結財務諸表に適用された会計方針を変更していません。期中報告期間における法人所得税の認識及び測定に関する方針は、過去の期中報告期間に適用されている方針と整合性があり、[注記11](#)に記載されています。

^a この企業グループは、期中報告期間に会計方針の変更を行っていない。変更が適用される場合、企業は直近の年次財務報告期間以降の会計方針の変更を記載している個別の注記を表示する、あるいは、別の注記（例えば会計処理の基礎の注記—[注記2](#)を参照）で当該情報を記載することを選択できる。この注記は、例示目的でのみ含まれています。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

5. 事業セグメント

A. 報告セグメントに関する情報

IAS 34.16A(g)(iii)

IAS 34.16A(g)(i)

IAS 34.16A(g)(ii)

千ユーロ	報告セグメント					
	非再生紙事業		再生紙事業		包装事業 (非継続事業) ** ^a	
	2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*
セグメントの税引前純利益（損失）	2,035	2,630	3,449	1,101	(158)	(458)
外部顧客からの収益	34,716	36,814	13,607	11,030	7,543	23,193
セグメント間収益	-	-	159	161	940	2,835

IAS 34.16A(g)(iv)

IAS 34.16A(g)(iv)

IFRS 8.29

千ユーロ	報告セグメント					
	非再生紙事業		再生紙事業		包装事業 (非継続事業) ** ^a	
	2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*
セグメント資産 ^b	39,054	25,267	21,025	16,003	-	13,250
セグメント負債 ^b	37,399	26,907	9,875	14,316	-	2,959

* 当社グループは2025年6月30日に終了する6ヶ月にPapyrus社を取得した際に（注記21を参照）、内部組織及び事業セグメントの構成を変更したため、報告セグメントが変更されました。したがって、当社グループは2024年6月30日に終了した6ヶ月及び2024年12月31日に終了した事業年度について従前に報告した事業セグメント情報を修正再表示しています。

** 注記7を参照

IAS 34.16A(g)(vi)

B. 報告セグメントの税引前純損益の調整表

千ユーロ	6月30日に終了する6ヶ月	
	2025年	2024年 修正再表示*
報告セグメントの税引前純利益合計額	5,964	4,454
その他のセグメントの税引前純利益	385	98
セグメント間利益の相殺消去	(1,695)	(1,235)
非継続事業の消去	158	458
未配分の金額：		
－ その他の全社費用	(906)	(510)
継続事業からの連結税引前純利益	3,906	3,265

* 注記5(A)(*)及び注記7を参照

報告セグメント

森林事業		木材製品事業		研究開発事業		報告セグメント合計		その他のセグメント		合計	
2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 6月30日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 6月30日
708	508	(120)	640	50	33	5,964	4,454	385	98	6,349	4,552
1,925	1,823	1,504	1,493	-	-	59,296	74,353	777	426	60,073	74,779
1,341	1,338	923	962	438	497	3,801	5,793	444	383	4,245	6,176

報告セグメント

森林事業		木材製品事業		研究開発事業		報告セグメント合計		その他のセグメント		合計	
2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 12月31日 修正再表示*	2025年 6月30日	2024年 12月31日
20,046	16,942	4,521	3,664	2,323	1,946	86,969	77,072	6,398	3,683	93,367	80,755
4,769	7,097	1,236	1,456	169	158	53,448	52,893	237	454	53,685	53,347

- IAS 34.16A(g)(v) a. この企業グループは、非継続事業である包装事業を事業セグメントとして表示している。包装事業が事業セグメントの定義を満たさなかった場合は、セグメントの開示には含めず、セグメント区分の基礎について直近の年次財務諸表からの相違点に関する記述を開示することになる。
- IAS 34.16A(g)(iv) b. この企業グループは、すべての報告セグメントについてセグメント資産及びセグメント負債の金額を開示しているが、これらの金額の開示は、企業の最高意思決定者に定期的に提供されており、かつその報告セグメントについて直前の年次財務諸表で開示した金額から重要な変動があった場合にのみ要求される。

IAS 34.8(e)

IFRS 15 113.(a)]

IAS 34.16A(I),
IFRS 15.114-115

要約期中連結財務諸表注記（続き）

6. 収益

当社グループの事業及び主な収益源は直近の年次財務諸表に記載したとおりです（当報告期間中に廃止した事業については注記7を参照）。当社グループの収益は、顧客との契約によるものです（「その他の収益」として表示しているヘッジ会計に関連する重要性の低い金額を除きます）。

A. 顧客との契約から生じる収益の分解

下記の表では、顧客との契約から生じる収益（非継続事業に関連する収益を含む）を主要な市場地域、主要製品及びサービスライン、また収益認識の時期に分けて表示しています。この表には、分解した収益と当社グループの報告セグメントとの調整表も含めています（注記5参照） a, b, c。

6月30日に終了する6ヶ月 千ユーロ	報告セグメント					
	非再生紙事業		再生紙事業		包装事業 (非継続事業) d	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
主要な市場地域						
欧州	27,771	29,820	10,884	8,935	6,034	18,786
米国	6,943	6,995	2,721	2,096	1,509	4,407
	34,714	36,815	13,605	11,031	7,543	23,193
主要製品／サービスライン						
普通紙	27,771	29,452	10,884	8,825	-	-
受注製造の紙製品	6,943	7,363	2,721	2,206	-	-
森林管理サービス	-	-	-	-	-	-
木材製品	-	-	-	-	-	-
包装材等	-	-	-	-	7,543	23,193
	34,714	36,815	13,605	11,031	7,543	23,193
収益の認識時期						
一時点で移転される製品	27,771	29,452	10,884	8,825	7,543	23,193
一定の期間にわたり移転される 製品及びサービス	6,943	7,363	2,721	2,206	-	-
顧客との契約から生じる収益	34,714	36,815	13,605	11,031	7,543	23,193
その他の収益	2	(1)	2	(1)	-	-
外部からの収益（注記5を参照）	34,716	36,814	13,607	11,030	7,543	23,193

IFRS 15.114, B88,
IE210-IE211

- a. この開示において収益をどの程度分解するかは企業が有する顧客との契約の事実及び状況によって変わる。適切なカテゴリーを決定するには、以下において収益がどのように分解されているかを考慮する。
- ー 財務諸表の外で表示されている開示（例えば、決算発表、年次報告書、投資家向けの発表）
 - ー CODMが事業セグメントの財務業績を評価するためにレビューしている情報
 - ー 企業または財務諸表の利用者が企業の業績の評価または資源配分の決定を行うために使用するその他類似の情報
- 収益の分解を開示するにあたり適切となるカテゴリーには次のようなものがある（これらに限らない）。

IFRS 15.B89

カテゴリーの種類	例
財またはサービスの種類	主要な製品ライン
地域	国または地域
市場または顧客の種類	政府系顧客と民間顧客
契約の種類	固定価格とT&M（time and materials）契約
契約の存続期間	短期契約と長期契約
財またはサービスの移転の時期	顧客への財・サービスの一時点の移転と一定期間にわたる移転

報告セグメント									
森林事業		木材製品事業		報告セグメント合計		その他のセグメント		合計	
2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
1,540	1,477	1,203	1,209	47,433	60,228	467	240	47,900	60,467
385	346	301	284	11,859	14,127	155	81	12,015	14,208
1,925	1,823	1,504	1,493	59,292	74,355	622	321	59,914	74,676
-	-	-	-	38,655	38,277	-	-	38,655	38,277
-	-	-	-	9,665	9,569	-	-	9,665	9,569
1,925	1,823	-	-	1,925	1,823	-	-	1,925	1,823
-	-	1,504	1,493	1,504	1,493	-	-	1,504	1,493
-	-	-	-	7,543	23,193	622	321	8,165	23,514
1,925	1,823	1,504	1,493	59,292	74,355	622	321	59,914	74,676
-	-	1,504	1,493	47,702	62,963	195	87	47,897	63,050
1,925	1,823	-	-	11,590	11,392	428	234	12,018	11,626
1,925	1,823	1,504	1,493	59,292	74,355	622	321	59,914	74,676
-	-	-	-	4	(2)	155	105	159	103
1,925	1,823	1,504	1,493	59,296	74,353	777	426	60,073	74,779

IFRS 15.112, 114, BC340

b. 企業によっては、セグメント別の収益情報を提供しても、収益の分解に関するIFRS第15号第114項の目的を達成できず、複数の種類のカテゴリーを用いなければならない場合がある。また、1つのカテゴリーだけで目的を達成できる企業もある。セグメントに関する注記と収益の分解の注記で同じカテゴリーを用いている場合であっても、IFRS第8号に基づくセグメント情報提供の目的は、IFRS第15号に基づく分解開示の目的とは異なっており、IFRS第8号とは違ってIFRS第15号には集約規準はないことから、さらに収益を分解することが必要になる場合がある。

いずれにせよ、IFRS第8号に基づき提供される収益に関する情報が、IFRS第15号第114項の規定を満たしており、かつ、収益に関するそれらの開示がIFRS第15号の認識及び測定に関する規定に基づいている場合には、分解した収益を開示する必要はない。

IFRS 15.115

c. 企業は、財務諸表の利用者が分解した収益の開示と各報告セグメントについて開示される収益情報（企業がIFRS第8号を適用している場合）との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示しなければならない。

IFRS 15.114, 5.5B

d. IAS第34号では非継続事業を顧客との契約から生じる収益の分解に含めることは明示的には要求されていないものの、この企業グループは当該情報を提供している。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15, 15C,
[IFRS 15.116-118]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

6. 収益（続き）

B. 契約残高^a

下記の表では、顧客との契約から生じる債権、契約資産及び契約負債についての情報を提供しています。

千ユーロ	注記	2025年6月30日	2024年12月31日
「営業債権及びその他の債権」に含まれている債権		20,364	19,816
「売却目的で保有する資産」に含まれている債権	14	1,385	-
契約資産		1,316	782
契約負債		(148)	(117)

契約資産は、受注製造の紙製品に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に主に関係しています。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点です。契約負債は、収益が一定期間にわたり認識される保管設備及び倉庫の建設に関して顧客から受領した前受対価と、引き換えられていないカスタマー・ロイヤルティ・ポイントに主に関係するものです。顧客は今後2年間にわたりポイントを引き換えるものと見込まれておりますが、ポイントを引き換えた時点でこの金額が収益として認識されます。

2024年12月31日時点で契約負債に含まれていた117千ユーロは、2025年6月30日に終了する6ヶ月の収益として認識されています。

過去の期間に充足された（または部分的に充足された）履行義務に関して2025年6月30日に終了する6ヶ月に認識された収益の金額は8千ユーロです（2024年：なし）。これは主に、保管設備及び倉庫建設の進捗度の見積りが変更されたためです。

C. 事業の季節性

IAS 34.16A(b)

当社グループの森林事業セグメントは、天候による季節的変動の影響を受けます。特に、松の栽培及び主要な営業地域における関連サービスの提供は、冬季（主に1月から3月）の天候の影響を受けます。このセグメントの上半期の収益及び業績は通常、下半期とくらべて低調となります。

IAS 34.21

2025年6月30日に終了した12ヶ月において、森林事業のセグメント収益は6,486千ユーロ（2024年6月30日に終了した12ヶ月：6,280千ユーロ）であり、税引前報告セグメント純利益は1,184千ユーロ（2024年6月30日に終了した12ヶ月：1,687千ユーロ）でした^b。

IAS 34.15, 15C

a. IAS第34号では明示的に要求されていないものの、この企業グループは期中報告期間に生じたグループの財政状態及び経営成績の変動を理解するうえで関連があるとの考えからこの開示を行っている。

IAS 34.21

b. 季節的要因の大きい事業を営む企業は、以下の追加的情報を開示することが奨励されている。

- 期中報告日に終了する12ヶ月間の財務情報
- 過去12ヶ月間の比較情報

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(i)
Insights 5.4.230

要約期中連結財務諸表注記（続き）

7. 非継続事業^a

2025年2月に当社グループは、包装事業セグメントを売却処分しました（注記5を参照）。当社グループの経営陣は2025年1月に、当社グループの主力事業である印刷産業用紙、林業、及び木材製品の分野に注力するという戦略に従い、この事業セグメントの売却計画を確約しました。

包装事業セグメントは、従来は非継続事業にも売却目的保有にも分類されていなかったため、非継続事業が継続事業から分離されるように、比較要約連結純損益及びその他の包括利益計算書を修正再表示しています。

この処分の後、当社グループは当該非継続事業から引き続き包装材を購入しています。グループ内取引は連結上すべて相殺消去していますが、経営陣は財務諸表の利用者にとって当該情報が有用であると考え、処分前の継続事業と非継続事業の間の取引の消去について、これらの取引が処分後も継続することを反映することを選択しました。

このため、経営陣は処分前に行われたセグメント間の売上（未実現利益控除後）及びそれらに起因するコストを当該非継続事業の業績から消去しています。非継続事業からの購入が処分後も継続することから、継続事業が処分前に行ったセグメント間の購入は継続事業において残存しています。

6月30日に終了する6ヶ月

千ユーロ

2025年

2024年

[IAS 1.98(e)]

A. 非継続事業の業績^b

[IFRS 5.33(b)(i)]

収益	8,483	26,028
セグメント間収益の消去	(940)	(2,835)

[IFRS 5.33(b)(i)]

外部からの収益	7,543	23,193
---------	-------	--------

[IFRS 5.33(b)(i)]

費用	(8,641)	(26,486)
----	---------	----------

[IFRS 5.33(b)(ii)]

セグメント間の売上に関連する費用の消去	936	2,827
---------------------	-----	-------

[IFRS 5.33(b)(iii)]

外部への費用	(7,705)	(23,659)
--------	---------	----------

[IFRS 5.33(b)(iv)]

営業活動による業績	(162)	(466)
-----------	-------	-------

[IAS 33.68]

法人所得税	25	44
-------	----	----

[IAS 33.68]

営業活動による業績（税引後）	(137)	(422)
----------------	-------	-------

[IAS 33.68]

非継続事業の売却益	846	-
-----------	-----	---

[IAS 33.68]

非継続事業の売却益に係る法人所得税	(330)	-
-------------------	-------	---

非継続事業からの純利益（損失）（税引後）	379	(422)
----------------------	-----	-------

基本的1株当たり利益（損失）（ユーロ） ^c	0.12	(0.14)
----------------------------------	------	--------

希薄化後1株当たり利益（損失）（ユーロ） ^c	0.11	(0.14)
-----------------------------------	------	--------

IAS 34.15C, 16A(i)

a. 企業は、期中報告期間における企業構成の変化の影響を開示する。
IAS第34号では明確に要求されていないが、この企業グループは、IFRS第5号により年次財務諸表で要求される情報も開示している。
適切な開示の程度は、非継続事業の重要性によって異なる。

Insights 5.4.230.40

b. KPMGの見解では、相殺消去をどのように継続事業と非継続事業に帰属させるべきかIFRS第5号で明確にされていないことを考慮し、財務諸表の利用者にとって有用である場合は、企業は継続事業と非継続事業の間の取引の継続を反映するように継続事業と非継続事業の間の取引を表示することができる。純損益及びその他の包括利益計算書または注記のいずれかにおいて追加的な開示を表示することが適切な場合もある。KPMGの経験では、純損益及びその他の包括利益計算書上で追加的な開示を行う場合、分解情報を当該計算書の一部として表示するべきか、当該計算書の総計に並べて追加的な開示として表示するべきか、判断が要求される。純損益及びその他の包括利益計算書の注記で非継続事業の追加的な分析を説明することを含め、グループ内取引の相殺消去に用いられたアプローチを明瞭に開示することも必要となる。

IAS 33.68

c. この企業グループは、非継続事業に係る基本的及び希薄化後1株当たり利益を注記で開示することを選択している。非継続事業に係る基本的及び希薄化後の1株当たり利益は、純損益及びその他の包括利益計算書上で開示することもできる。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

7. 非継続事業（続き）

A. 非継続事業の業績（続き）

IFRS 5.33(d)]

非継続事業からの当期純利益379千ユーロ（2024年：422千ユーロの損失）は、すべて当社の所有者に帰属するものです。継続事業からの利益は2,811千ユーロ（2024年：2,524千ユーロ）で、そのうち2,674千ユーロ（2024年：2,022千ユーロ）が当社の所有者に帰属するものです。

IFRS 5.33(c), 34]

B. 非継続事業からの（への）キャッシュフロー^a

	6月30日に終了する6ヶ月	
千ユーロ	2025年	2024年
営業活動への正味キャッシュフロー	(225)	(910)
投資活動からの正味キャッシュフロー	10,890	-
当期正味キャッシュフロー	10,665	(910)

IAS 7.40(d)]

C. 事業の処分による当社グループの財政状態への影響

千ユーロ	注記	2024年
有形固定資産	15	(7,986)
棚卸資産		(134)
営業債権及びその他の債権		(3,955)
現金及び現金同等物		(110)
繰延税金負債		110
営業債務及びその他の債務		1,921
純資産及び負債		(10,154)
現金による事業処分の対価		11,000
処分された現金及び現金同等物		(110)
正味キャッシュ・インフロー		10,890

IAS 7.40(c)]

IAS 7.40(a)-(b)]

IAS 7.10,
IFRS 5.33(c),
Insights 5.4.220.50

- a. KPMGの見解では、IFRS第5号及びIAS第7号の規定を満たす方法は多数存在する。この企業グループの場合は、以下を選択している。
- すべてのキャッシュフローを合計額で表示した（すなわち、継続事業と非継続事業の両方が含まれる）キャッシュフロー計算書を表示する。
 - 非継続事業に関連する金額を営業活動、投資活動及び財務活動に分けて注記で開示する。
- 非継続事業に係る営業活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローをキャッシュフロー計算書で区分して表示することもできる。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(c)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

8. その他の収益または費用

A. 政府補助金^{a,b}

当社グループは政府補助金の付与を受けており、2024年に420千ユーロを受領しました。この補助金は、当社グループが再生紙の生産及び販売に関する一定の数量目標を達成することを条件とするものでした。

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において当該補助金に付された条項が満たされ、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、当該補助金について、「その他の収益」に認識しています。

B. 地震関連費用^a

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、[国名]の製造設備の付近で発生した地震による費用を219千ユーロ計上しています。当該費用は、製造設備の調査及び損傷した設備の除却に関連するものです。これらの金額は、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含まれています。製造設備自体には損害はありませんでした。

IAS 34.16A(c)

a. これは、資産、負債、資本、純利益またはキャッシュフローに影響を与える事項で、その内容、規模または頻度からみて異例な事項の内容及び金額に関する開示の一例である。

IAS 20.29,
Insights 4.3.140.10

b. この企業グループは、収益に関する政府補助金を「その他の収益」として表示することを選択している。また、企業は、補助金と関連する支出とを相殺して表示することもできる（純額表示）。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15,
[IFRS 2.44-45(a), 50]

[IFRS 2.46, 47(a)(i),
(iii)]

[IFRS 2.47(a)(i)]

[IFRS 2.47(a)(iii)]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

9. 株式に基づく報酬契約^a

A. 株式に基づく報酬契約の概要

2025年6月30日現在で、当社グループは以下の株式に基づく報酬契約を締結しています。

i. スtock・オプション制度（持分決済型）

2021年1月1日及び2024年1月1日に当社グループは、経営幹部に対して当社株式を購入する権利を付与するストック・オプション制度を導入しました。また、2025年1月1日にも、経営幹部及び上級従業員に対して、類似した条項の権利を付与しました。これらのストック・オプション制度においては、権利確定したオプションの保有者は、権利付与日の市場価格で株式を購入することができます。現在、これらのストック・オプション制度は経営幹部及び上級従業員にのみ限定されています。すべてのストック・オプションは株式の引渡しにより決済されます。

2025年6月30日に終了する6ヶ月間に付与されたストック・オプションの主な契約条項は以下のとおりです。

付与日、付与された従業員	付与数(千)	権利確定条件	オプション契約の有効期間
2025年1月1日に経営幹部に付与されたストック・オプション	225	付与日から3年間の勤務及びこの期間における各年度の営業利益の5%増加	10年
2025年1月1日に上級従業員に付与されたストック・オプション	100	付与日から3年間の勤務	10年
ストック・オプション合計	325		

従業員ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて測定しています。

ii. 代替報酬（持分決済型）

Papyrus社の取得に伴い、当社グループはPapyrus社の従業員が保有する持分決済型の株式に基づく報酬を、有効期間が権利確定日から9年間である当社グループの持分決済型の株式に基づく報酬150千と交換しました（注記21を参照）。

代替報酬の付与日（企業結合の取得日）における公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しています。

iii. 株式購入制度（持分決済型）

2025年1月1日に当社グループは、従業員のうち26名に対し、従業員株式購入制度に参加する機会を提供しました。この制度に参加するためには、各従業員は36ヶ月間にわたって、月額300ユーロを上限として月給総額の5%に相当する金額を積立てなければなりません。この制度の契約条項に従い、3年経過時に従業員は、権利付与日の市場価格より20%低い価格でその積立を用いて株式を購入する権利を獲得します。36ヶ月間継続して月給総額の規定額を積み立てた在籍中の従業員のみが、株式を購入する権利を与えられることになります。36ヶ月間が経過する前に退職する従業員、規定額を積み立てなかった従業員、または自身の株式購入オプションを行使しないことを選択する従業員は、積立額の返還を受けることになります。契約には、配当の支払いによるオプションの価値の低下を防ぐことを目的とした配当保護条項が盛り込まれています。

従業員株式購入制度の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションに基づいて測定しています。株式購入制度において従業員が株式を購入するために積立条件を満たす必要があり、モンテカルロ・シミュレーションで得られた評価を割引することにより、付与日における公正価値に反映されています。この割引は、過去の実績に基づき、従業員が積立を中止する可能性を見積り、算定しています。

IAS 34.15

a. IAS第34号では明確に要求されていないものの、株式に基づく報酬取引が当期中報告期間の企業の状況を理解する上で重要な場合がある。この企業グループでは、当期中報告期間の株式に基づく報酬取引に関する詳細、及び直近の年次財務諸表からの変動について開示を行っている。期中報告期間を理解するための適切な開示の程度は、事象及び取引の重要性によって異なる。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

9. 株式に基づく報酬契約（続き）

A. 株式に基づく報酬契約の概要（続き）

iv. 株式増価受益権（現金決済型）

当社グループは、3年間勤務した従業員に現金の支払いを受ける権利を付与する、株式増価受益権（share appreciation rights, SARs）を2025年1月1日に300千付与しました。SARsは付与日より5年経過後に失効します。現金支払額は、権利付与日と権利行使日の間の当社の株価の増加に基づいて算定されます。

[IFRS 2.47(a)(i)]

SARsの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しています。従業員給付債務に分類された負債の公正価値については、各報告日及び権利確定日に再測定しています。

B. 公正価値の測定

[IFRS 2.52]

株式に基づく報酬制度の付与日の公正価値測定に用いたインプットは以下のとおりです。

[IFRS 2.47(a)(ii)]	ストック・オプション制度					株式増価 受益権 ((A)(iv)を 参照)	
	主要な経営陣 ((A)(i)を 参照)	上級従業員 ((A)(i)を 参照)	代替報酬 ((A)(iii)を 参照)	株式購入制度 ((A)(iii)を 参照)			
	付与日の公正価値	EUR 3.54	EUR 3.14	EUR 3.81	EUR 4.02		EUR 2.82
	付与日の株価	EUR 10.10	EUR 10.10	EUR 10.30	EUR 10.10		EUR 10.10
	行使価格	EUR 10.10	EUR 10.10	EUR 10.30	EUR 8.08		EUR 10.10
	予想ボラティリティ（加重平均）	46.6%	45.7%	52.0%	46.1%		46.4%
	見積期間（加重平均）	8.6年	5.4年	5.9年	3.0年		3.2年
	見積配当額	3.2%	3.2%	3.2%	n/a		3.2%
	リスクフリー・レート（国債に基づ く）	1.0%	0.9%	1.5%	0.8%		0.8%

[IFRS 2.47(a)(i)]

予想ボラティリティは平均株価実績ボラティリティを考慮して見積っています。

10. 従業員給付^a

IAS 19.15, 16A(d)

[国名]において多数の従業員に対する年金制度を改訂した結果、2025年6月30日に終了した6ヶ月間に、当社グループの確定給付負債は100千ユーロ減少しました（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：なし）。同額の過去勤務費用（貸方残高）は、2025年6月30日に終了した6ヶ月の要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「一般管理費」に含まれています。

IAS 19.99, BC59,
34.IE.B9,
Insights 5.9.150

a. 期中報告目的で確定給付負債（資産）の純額を再測定する必要があるか否かの判定には判断が要求され、再測定の潜在的な重要性によって決まる。ただし、制度資産及び負債の測定の更新は、制度の改訂、縮小または決済が認識された際に要求される。また、市場が大きく変動した場合、確定給付負債（資産）の純額を再測定するために数理計算上の評価を更新しなければならない場合がある。この企業グループは、制度改訂を原因として確定給付負債の純額を期中報告期間において再測定しており、関連する開示を行っている。期中報告期間における適切な開示の程度は重要性によって異なる。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15

IAS 34.30(c)

IAS 34.IE.B19

要約期中連結財務諸表注記（続き）

11. 税金費用^a

A. 当期税金費用

税金費用は、当事業年度の加重平均年次税率の経営陣による最善の見積りを、当期中報告期間の税引前純損益に乗じた金額に基づいて認識し、期中報告期間に全額が認識される特定の項目に係る税効果を調整しています。このため、期中財務諸表の実効税率は、経営陣による年次財務諸表の実効税率の見積りとは異なる可能性があります。

2025年6月30日に終了した6ヶ月における継続事業に係る当社グループの連結実効税率は、28%（2024年6月30日に終了した6ヶ月：23%）です。実効税率の変動の主な要因は以下のとおりです。

- 2025年3月に、[国名]における政府は、全国に発出された緊急事態宣言に対応して、追加の税額控除の形で一回限りの減税措置を導入しました。これらの控除は、2025年1月1日から6月30日に稼得された課税所得に対して期間限定で利用可能でした。当社グループは、当該減税措置の影響を2025年6月30日に終了した6ヶ月間において全額認識しました。
- 2025年3月31日に、従来当社グループの関連会社であったPapyrus社が子会社となりました（注記21を参照）。Papyrus社は税率が他より高い税務管轄地域で事業を営んでおり、Papyrus社から生じる純損益は従来、持分法のもとで「税引後」の金額で表示していました。この影響は、当事業年度の加重平均年次税率を決定する際に考慮されました。
- 2025年4月に、当社グループの課税所得の50%が稼得されている[国名]の税率が3%増加しました。この新たな税率は、2025年5月1日以後に稼得された課税所得に対して適用されます。
- 2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、子会社[社名]における移転価格に関する調整により、[社名]と当社グループとの税率の相違に伴う追加的な税金費用が生じています。当社グループは当期中報告期間においてこの債務を認識しました。
- 2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、過年度の納税申告に関連する税額調整を全額認識しました。これらの費用は、特定の管轄地域における更正期間中の申告税額の税務当局による調査に関連したものです。
- 2025年4月に、[国名]における政府は、税務上の繰越欠損金の使用に関する5年という期限を撤廃し、企業は、税務上の欠損金を無期限に利用できるようになりました。その結果、当社グループは、過年度において未認識となっていた税務上の欠損金に関する繰延税金資産は回収可能になると判断しました。この変更は、予想年次実効税率の計算に反映され、期中報告期間に配分されます^b。

IAS 34.15

a. IAS第34号では明確に要求されていないが、これは、当期中報告期間を理解する上で重要なために、開示が提供される事象及び取引の一例である。

Insights 5.9.180.50

b. 未使用の税務上の欠損金の回収可能性に関する経営者の見積りが期中報告期間の間に変更される場合、KPMGの見解では、この変更を予想年次実効税率の計算に反映し、期中報告期間に配分することも認められる。

IAS 34.8(e)

[IAS 12.88A–88D,
EI.88C–88D(a), (b)(i)]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

11. 税金費用（続き）

B. グローバル・ミニマムトップアップ税^{a, b, c, d}

当社グループは第2の柱の法制に基づいてグローバル・ミニマムトップアップ税が課されています。トップアップ税は、〔F国〕及び〔G国〕における当社グループの事業に関連しています。〔F国〕では法定税率が10%であり、IIR（Income Inclusion Rule：所得合算ルール）^eに基づいて当社グループにトップアップ税が課されます。〔G国〕では、子会社Xが実効税率を15%未満に引き下げる追加の税額控除による政府支援を受けており、国内のミニマム課税によるトップアップ税の課税対象です（2025年1月から適用）。当社グループは、トップアップ税に関連して、2025年6月30日に終了する6ヶ月に168千ユーロの当期税金費用を認識しました（2024年6月30日に終了した6ヶ月：131千ユーロ）。

当社グループは、トップアップ税の影響に係る繰延税金の会計処理に対して一時的かつ強制的な免除措置を適用し、その発生時に当期税金として会計処理しています。

- a. OECDのグローバルミニマム課税によるトップアップ税（GloBEモデルルール）に関する法的枠組みの草案は、直近4年間のうち少なくとも2年間はグループの連結収益が合計750百万ユーロ以上の多国籍企業グループに適用される。ただし、管轄地域がさらに低い閾値を導入することもあり得る。この企業グループはこのグローバルミニマム課税によるトップアップ税の対象とならない可能性があるが、当該開示は例示目的で記載している。
- b. 「第2の柱法人所得税」は、OECDが公表した第2の柱の枠組みを導入するために制定または実質的に制定された税法から生じる税金である。この税制改革は、大規模な多国籍グループ企業が事業を展開する各管轄地域で発生する所得に対して、トップアップ税の枠組みを適用することで、少なくとも15%の税率を課税することを目的としている。各国が導入できる第2の柱モデルルールには、IIR（Income Inclusion Rule：所得合算ルール）、UTPR（Undertaxed Payment Rule：軽課税支払ルール）、QDMTT（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：国内ミニマム課税）の3つのルールがあり、これらは「グローバルミニマム課税によるトップアップ税」または「トップアップ税」と呼ばれることもある。管轄地域によって異なるタイミングで現地の税法が制定または実質的に制定される可能性があり、また課税も異なるタイミングで適用される可能性がある。当該開示は例示目的で記載している。
- c. トップアップ税を目的として、この企業グループが事業を行う1つの管轄地域が税法の改正が制定された、または実質的に制定された場合、類似の税法が最上位の親会社の管轄地域において制定または実質的に制定されているかどうかにかかわらず、この企業グループ全体が影響を受ける可能性がある。企業は、トップアップ税の対象となるか否か、いつ対象になるのかを判断するために、自社が事業を行っている各管轄地域の法案審議の進捗状況をモニタリングする必要がある。
- d. グローバル・ミニマムトップアップ税が財務報告に与える影響について、詳細はKPMGの[digital guide](#) with FAQ を参照のこと。
- e. 当社グループの最終親会社はCameron Paper Coである（注記24(A)を参照）が、第2の柱の法制を導入していない管轄地域に所在している。そのため、中間親会社である当社は、〔F国〕における当社グループの事業に関してIIRに基づき第2の柱法人所得税が課税される。

Insights 3.13.43.10

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

12. 調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）^a

経営陣は、連結レベルで業績をモニタリングしており、調整後EBITDAが当社グループの経営成績を理解するのに役立つと考えているため、調整後EBITDAを業績指標として表示しています。調整後EBITDAの定義は、直近の年次財務諸表における定義と同様です。

調整後EBITDAはIFRS会計基準において業績指標として定義されていません。調整後EBITDAの当社グループの定義は、他の企業による類似する名称の業績指標及び開示と比較できない可能性があります。

継続事業に係る純利益と調整後EBITDAの調整表

千ユーロ	6月30日に終了する6ヶ月	
	2025年	2024年 修正再表示*
継続事業に係る純利益	2,797	2,524
税金費用	1,109	741
税引前純利益	3,906	3,265
調整：		
－ 金融費用純額	545	662
－ 減価償却	2,604	2,490
－ 償却	295	355
－ 有形固定資産に係る減損損失（の戻入れ）	(393)	1,123
－ のれんに係る減損損失	166	-
－ 無形資産に係る減損損失（の戻入れ）	(150)	285
－ 処分グループの再測定に係る減損損失	25	-
－ 持分法による投資利益（税引後）	(233)	(278)
調整後EBITDA	6,765	7,902

* 非継続事業に関連して比較情報を修正再表示しています。注記7をご参照ください。

IAS 34.10, 1.55A, 85–85B, BC38G, Insights 4.1.150

- a. 調整後EBITDAがこの企業の業績を理解するのに役立つと経営陣が考えているため、この企業グループはこの指標を開示している。この開示は例示目的でのみ記載しているものである。
- 企業が追加の小計を財政状態計算書または純損益及びその他の包括利益計算書において表示する場合には、当該小計は次のようなものとする。
- － IFRS会計基準に従って認識及び測定される金額からなる表示項目で構成する。
 - － 当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示して名称を付す。
 - － 期間ごとの継続性がある。
 - － 財政状態計算書及び純損益及びその他の包括利益計算書で他の小計及び合計よりも目立つ表示はしない。
 - － 純損益及びその他の包括利益計算書において追加的に表示する小計について、IAS第1号で要求されている小計または合計と調整する。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.15B(a)

13. 棚卸資産

A. 棚卸資産の評価減^a

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、化学変化により劣化が生じたため、当社グループは製品の評価減258千ユーロを計上しました。この評価減は要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「売上原価」に含まれています^b。2024年6月30日に終了した6ヶ月間において、棚卸資産に係る評価減は認識されませんでした。

B. 生物資産からの振替え^a

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、1,131千ユーロの伐採された木材が棚卸資産に振り替えられました（2024年：985千ユーロ）。

[IFRS 15.B25]

C. 返品された財を回収する権利^a

2025年6月30日現在で返品された財を回収する権利572千ユーロを棚卸資産に含めております（2024年：478千ユーロ）。これらは販売した棚卸資産の従前の帳簿価額から、それらの棚卸資産の回収に要すると予想されるコストを控除した金額を参照して測定しております。

IAS 34.16A(i),
[IFRS 5.38, 41(a)–(b),
41(d)]

14. 売却目的で保有する処分グループ^c

当社グループの経営陣は2025年6月に、非再生紙事業セグメント内の製造設備の一部を売却するという計画を確認しました。そのため、この設備の一部を売却目的保有の処分グループとして表示しています。この処分グループの売却に向けた取組みはすでに開始されており、2026年4月までに売却することが見込まれています。

2025年6月30日現在、この処分グループは以下の資産12,891千ユーロと負債3,650千ユーロから構成されています。

千ユーロ	注記	
有形固定資産	15	8,756
棚卸資産		2,750
営業債権及びその他の債権	6(B)	1,385
営業債務及びその他の債務		(3,650)
		9,241

IAS 34.15B(b),
[IFRS 5.41(c)]

処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか低い方で評価減したことによる25千ユーロの減損損失は、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含まれています^a。

IAS 34.15B

a. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。

Insights 3.8.400.70

b. KPMGの見解では、純損益及びその他の包括利益計算書上で費用の機能別分析を表示している企業は、棚卸資産の正味実現可能価額への評価減及び評価減の戻入れを「売上原価」に含めなければならない。

IAS 34.16A(i)

c. 企業は、期中報告期間における企業構成の変化の影響を開示する。IAS第34号では明確に要求されてはいないものの、この企業グループは、年次財務諸表で要求される、売却目的で保有する非流動資産及び非流動負債の詳細を開示している。適切な開示の程度は、企業に与える影響の重要性によって異なる。非現金資産の所有者への分配の開示例については、KPMGの「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#)（2024年9月版）」のAppendix IVに記載されている（「[IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」もご参照ください）。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15B(d)

IAS 34.15B(b),
16A(d)
[IAS 36.130(a)–(d)]

[IAS 36.130(e)]

[IAS 36.130(a)–(e)]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

15. 有形固定資産

A. 取得及び処分^a

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、当社グループが取得した資産のコストは12,156千ユーロ（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：2,315千ユーロ）でした。この金額には、資産計上された借入コストは含まれませんが、企業結合（注記21を参照）により取得した資産1,955千ユーロ（2024年6月30日に終了した6ヶ月：なし）は含まれています。さらに当社グループは、新しい工場を建設する目的で土地を取得しました。この土地の取得にかかったコストは1,100千ユーロでした。当社グループはこの新しい工場の建設を開始しており、当期中報告日までに発生したコストは682千ユーロでした。

当社グループは、2025年6月30日に終了した6ヶ月間に、製造設備の利用に係る期間10年の新しいリース契約を締結しました。当社グループは、固定額の支払いに加え、契約期間中の資産の使用に基づく変動リース料を支払います。リース開始時点で、当社グループは200千ユーロの使用権資産及びリース負債を認識しています。

帳簿価額7,986千ユーロの資産を非継続事業の一部として処分しました（注記7を参照）。2025年6月30日に終了した6ヶ月において帳簿価額1,127千ユーロ（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：381千ユーロ）のその他の資産を処分した結果、50千ユーロ（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：25千ユーロ）の処分益を計上しました。これは要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の収益」に含まれています。帳簿価額8,756千ユーロ（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：なし）の資産を売却目的保有の資産に振り替えました（注記14を参照）。

B. 新製品に関連する減損損失の戻入れ^b

非再生紙事業セグメントにおける新製品の製造に対する規制当局による規制に伴い、当社グループは2024年に、関連する製造ラインの回収可能価額の評価を行いました。

この製造ラインは、2025年に販売を予定していた新製品に関連するものでしたが、2024年の規制当局の検査において当該製品が特定の環境基準を満たしていないことが判明したことから、製造工程の大幅な変更を余儀なくされました。その結果、生産は保留され、販売開始予定日は延期されました。

そのため、経営陣は2024年にCGU（製造ライン）の回収可能価額を見積りました。回収可能価額は、製造ラインが2024年8月に稼働すると仮定した使用価値に基づいて見積りました。2024年に行われた評価では、製造ラインの帳簿価額は回収可能価額である1,083千ユーロより大きいと判断し、2024年12月31日に終了した事業年度に1,408千ユーロの減損損失を認識しました。有形固定資産に係る損失は1,123千ユーロ、資産計上された開発費に係る損失は285千ユーロでした（注記16を参照）。

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、回収計画に一定の変更が生じたことから、当社グループは見積りを再評価し、回収可能価額は1,626千ユーロと算定されました。その結果、当初認識した減損損失のうち543千ユーロを戻入れ、このうち有形固定資産に関するものは393千ユーロ、資産計上された開発費に関するものは150千ユーロでした。

IAS 34.15B

IAS 34.15B(b),
15C, 16A(d),
IE.B35–IE.B36

- a. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。
- b. IAS第34号は、見積りの変更の内容及び金額を開示することを要求している。また、減損損失及び減損損失の戻入れは、重要である場合にIAS第34号により開示が義務付けられる事象及び取引の例である。IAS第36号「資産の減損」は、この点に関して考慮すべき関連する開示について規定している。さらに、回収可能価額が使用価値であり、CGUがのれん又は耐用年数を確定できない無形資産を含んでいない場合には、割引率の開示のみが求められるが、この企業グループは、このCGUの使用価値を算定するために使用した主要な仮定（割引率及び永久成長率）を開示している。期中報告期間における適切な開示の程度は、企業の状況により異なることがある。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.15B(b), 16A(d)

15. 有形固定資産（続き）

IAS 36.126(a)–(b)]

B. 新製品に関連する減損損失の戻入れ（続き）

減損損失及びその後の戻入れは、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「売上原価」に含まれています^a。

IAS 36.130(g)]

使用価値は、税引前の割引率10.5%（2024年：9.8%）及び2031年以降の永久成長率3%（2024年：3%（2030年以降））を用いて見積りました。

C. 投資不動産への振替え^b

帳簿価額600千ユーロの建物について、当社グループはもう使用しておらず、第三者に賃貸すると決定したため、2025年6月30日に終了した6ヶ月間において投資不動産に振り替えています。

この振替えの直前に、当社グループはこの不動産を公正価値で再測定し、200千ユーロの利得をその他の包括利益で認識しています。

IAS 34.15B(e)

D. 資本的支出のコミットメント^b

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、当社グループは有形固定資産を1,465千ユーロで購入する契約を締結しました（2024年6月30日に終了した6ヶ月間及び2024年12月31日に終了した事業年度：なし）。引渡しは2026年3月に行われる予定です。

16. 無形資産及びのれん

IAS 34.15B(b), 16A(d),
IAS 36.126(a)–(b)]

A. 新製品に関連する減損損失の戻入れ

注記15に記載されているとおり、当社グループは2024年12月31日に終了した事業年度の非再生紙事業セグメントにおける新製品の製造ラインに関連する資産計上された開発費について、減損損失285千ユーロを認識しました。このうち150千ユーロを、2025年6月30日に終了した6ヶ月間に戻入れました。

IAS 36.130(e)]

B. 木材製品に関連する減損損失^c

CGUのグループの帳簿価額は回収可能価額である3,604千ユーロより高いと算定されたため、166千ユーロの減損損失（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：なし）を認識しました。減損損失はすべてののれんに配分し、木材製品セグメントに含まれるのれんは910千ユーロに減額されました。この減損損失は要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含めています^a。

IAS 36.134(c)]

このCGUのグループの回収可能価額は、それらの使用価値に基づいています。

IAS 36.126,
Insights
3.10.410.20–30

- a. 企業が費用を機能別に分類している場合、損失を適切な機能に配分しなければならない。KPMGの見解では、減損損失を機能に配分できない場合、重要であれば独立の表示項目（例：のれんの減損）として「その他の費用」に含めて計上し、追加的情報を注記で開示しなければならない。KPMGの見解では、公表される期中財務諸表で認識される減損損失は、以下の両方に該当する場合であっても、年次財務諸表と同じ表示項目に計上しなければならない。

- 資産が事後に売却される。
- 処分時の利得または損失が年次財務諸表上、減損損失とは別の表示項目に含まれている。

IAS 34.15B

- b. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。

IAS 34.15B(b), 15C,
16A(d), B35–B36

- c. IAS第34号は、見積りの変更の内容及び金額を開示することを要求している。また、減損損失及び減損損失の戻入れは、重要である場合にIAS第34号により開示が義務付けられる事象及び取引の例である。IAS第36号「資産の減損」は、この点に関して考慮すべき関連する開示について規定している。期中報告期間における適切な開示の程度は、企業の状況により異なることがある。

IAS 34.8(e)

[IAS 1.125, 36.134(d),
134(f)]

IFRS 3.B67(d),
IAS 34.16A(i)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

16. 無形資産及びのれん（続き）

B. 木材製品に関連する減損損失（続き）

使用価値は、これらのCGUのグループの使用を継続することによって獲得することが予想される将来キャッシュフローを割り引いて算定しました。2025年6月30日時点の使用価値は2024年12月31日に行われたのれんの減損テストと同様に、以下の主要な仮定に基づいて算定しました。

- 適用した税引前割引率9.5%（2024年：9.6%）は、関連する市場において政府が発行した、CGUのキャッシュフローと同一通貨建の10年物国債の利率を基に、株式投資によるリスクの増加及びCGUに固有のシステムティック・リスクを反映するリスク・プレミアムを調整しています。
- 割引キャッシュフロー・モデルには、5年間のキャッシュフローが含まれます。長期成長率に基づく永久成長率1.7%（2031年以降）（2024年：1.8%（2030年以降））は、CGUが事業を行う国の名目GDP率と、経営陣が予測するEBITDAの長期年間平均成長率とのいずれか小さいほうにより決定しています。
- 今後5年間の平均予想EBITDA成長率7.5%（2024年：8.0%）が適用されています。これは、収益の増加の見積りを反映し、過去の経験を考慮した将来の結果の予測に基づいているほか、当社グループが木材製品の生産及び輸送におけるグリーンエネルギーの使用により木材製品セグメントの二酸化炭素排出量を50%削減すると発表したことによる影響に基づいています。当社グループは二酸化炭素排出量が十分に低いレベルまで削減されることをプロジェクトで見込んでいるため、予想EBITDAには潜在的な規制の整備に伴う環境コストは反映されていません。収益成長率は、過去5年間の平均実績成長水準、並びに今後5年間の売上規模及び価格の上昇の見積りに基づいて予測しました。販売価格の上昇率は、長期の市場価格の趨勢に関する統計的分析を公表している外部ブローカーから入手した情報に従って、今後5年間は予測インフレーションに一定のマージンが上乘せされた形で上昇すると仮定しました。
- 回収可能価額の算定には、今後4年間で発生すると見込まれる18,700千ユーロ^{*}の設備投資が含まれており、当社グループの二酸化炭素排出量を削減する取組みと整合しています。

当社グループの木材製品のCGUの減損が認識された後、回収可能価額は帳簿価額と同額となっています。したがって、主要な仮定が悪化すると、さらなる減損が生じることになります。

その他のCGUについては、2025年6月30日において減損の兆候がなかったため、減損テストを行っていません。

C. のれんの帳簿価額の調整表

千ユーロ	注記	2025年 6月30日
取得原価		
2025年1月1日残高		3,545
企業結合による取得	21	541
2025年6月30日残高		4,086
減損損失		
2025年1月1日残高		138
減損損失		166
2025年6月30日残高		304
帳簿価額		
2025年1月1日現在		3,407
2025年6月30日現在		3,782

IAS 36.33(b),
Insights
3.10.250.20

- a. IAS第36号では、使用価値を決定する際に、資産の性能を改善または拡張させるための資本的支出からの便益を将来正味キャッシュフローの見積りにおいて考慮に入れるのは、当該支出が生じてからとされている。KPMGの見解では、資本的支出は、プロジェクトが必ずしも完了している必要はなく、プロジェクトが実質的に開始された時点で生じているものとみなすべきである。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

17. 払込資本及びその他の資本

A. 普通株式の発行

IAS 34.16A(e)

2025年4月の株主総会で、1株当たり11.92ユーロの価格で130千株の普通株式を発行することが承認されました（2024年：なし）。

2021年に付与されたストック・オプションのうち、経営幹部が権利の確定したストック・オプションを行使したことにより、5千株の普通株式が発行されました（2024年：なし）。これらのストック・オプションは1株当たり10ユーロの平均行使価格で行使されました。

また、2025年6月30日に終了する6ヶ月間に、Papyrus社の取得に関して普通株式8千株を発行しました（注記21を参照）（2024年：なし）。

普通株式はすべて額面金額である3ユーロで発行されています。

B. 配当

IAS 34.16A(f)

当社は以下の配当を宣言し支払いました。

		6月30日に終了する6ヶ月	
千ユーロ		2025年	2024年
適格普通株式	1株当たり25.97セント（2024年：4.28セント）	805	86
非償還優先株式	1株当たり25.03セント（2024年：25.03セント）	438	438
		1,243	524

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

18. 借入金等^a

報告期間における借入金等の残高の変動は以下のとおりです。

IAS 34.16A(e)

千ユーロ	注記	通貨	名目金利	満期	額面金額	帳簿価額
2025年1月1日残高						25,939
新規借入						
転換社債（シリーズA）	18(A)	ユーロ	3.00%	2028年	4,000	3,646
転換社債（シリーズB）（組 込転換権を含む）	18(B)	米ドル	4.50%	2028年	1,000	950
償還可能優先株式	18(C)	ユーロ	4.40%*	2031年	2,000	1,939
無担保銀行借入	21	ユーロ	3.80%	2025年	510	500
リース負債	15	ユーロ	6.2%	2035年	282	200
返済						
関連会社からの借入金		ユーロ	4.80%	-	(1,000)	(1,000)
担保付銀行借入		ボンド	SONIA+1.1%	-	(3,694)	(3,694)
無担保銀行借入		ユーロ	5.5%	-	(117)	(117)
リース負債		ユーロ	6.5-7.0%	-	(254)	(254)
その他の変動				-	-	60
2025年6月30日残高						28,169

* 償還可能優先株式の場合は配当率

A. 転換社債（シリーズA）

千ユーロ

転換社債の発行による受取金額（額面金額4ユーロで1,000,000口）	4,000
取引コスト	(200)
正味現金流入	3,800
資本に区分された金額（取引コスト9千ユーロ控除後）	(163)
発生利息	9
2025年6月30日現在の主契約である負債の帳簿価額	3,646

当社は2025年6月15日に1,000,000口の転換社債を発行しました（2024年：なし）。転換社債の償還期間は3年です。利息は償還時に支払われます。社債保有者は満期までいつでも転換権を行使することが可能です。転換権が行使される場合、社債の元本残高は当社の普通株式250千株に転換され、権利行使日時時点で発生した未払利息を現金で支払う必要があります。それ以外の場合、元利金合計額は満期日に現金で返済されます。2025年6月30日現在、負債は非流動に分類されています^b。

IAS 34.16A(e)

a. IAS第34号は負債性証券の発行及び償還について開示することのみを要求しているが、この企業グループは借入金等の総額の期首及び期末残高の調整表を開示することにより、追加的な開示を行っている。期中報告期間の適切な開示の程度は、そのような取引の重要性により異なることがある。

IAS 1.69,
76A–76B,
IAS 32.11, 16,
Insights 3.1.100

b. この企業グループは、負債について満期日が報告日後12ヶ月以内に到来しないため2025年6月30日時点では非流動に分類しており、資本に分類される転換権は主契約である負債の流動または非流動の分類に影響を与えない。したがって、この企業グループは負債の決済を報告日後少なくとも12ヶ月にわたり延期する権利を有している。転換権は、固定額（すなわち社債の元本残高）で固定数の普通株式に交換される（すなわち「固定対固定（fixed for fixed）」の要件を満たしている）ため、IAS第32号に基づいて資本要素に分類される。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

18. 借入金等（続き）

B. 転換社債（シリーズB）

千ユーロ

転換社債の発行による受取金額（額面金額4ユーロ（4.4米ドル）で250,000口）	1,000
取引コスト ^a	(50)
正味現金流入	950
組込デリバティブ負債の公正価値（資本への転換権）	(45)
発生利息	-
2025年6月30日現在の主契約である負債の帳簿価額	905

当社は2025年6月30日に250,000口の外貨建（米ドル）転換社債を発行しました（2024年：なし）。転換社債の償還期間は3年です。利息は年に1回後払いされます。社債保有者は満期までいつでも転換権を行使することが可能です。転換権が行使される場合、社債の元本残高は当社の普通株式100千株に転換され、権利行使日時時点で発生した未払利息を現金で支払う必要があります。それ以外の場合、元利金合計額は償還日に現金で返済されます。2025年6月30日現在、主契約である負債は流動に分類されています^b。

C. 償還可能優先株式

千ユーロ

償還可能優先株式の発行による受取金額	2,000
取引コスト	(61)
2025年6月30日現在の帳簿価額	1,939

2025年6月30日に1株当たり2ユーロの額面価額で1,000千株の償還可能優先株式が発行され、全額払込済みとなっています（2024年：なし）。償還可能優先株式には議決権はありません。償還可能優先株式の保有者は、株式の額面の範囲内でのみ当社の残余資産への権利を有しています。

償還可能優先株式は2031年6月30日に強制的に額面価額で償還可能となり、2025年6月30日時点で非流動負債に分類されています。当社グループは、当該償還可能優先株式の保有者に、額面金額の4.4%の配当を毎年6月30日及び満期日に支払います。

Insights 7.7.50.80

- a. KPMGの見解では、企業はハイブリッド（混合）商品（FVTPLで会計処理されないデリバティブ以外の主契約及びFVTPLで会計処理される組込デリバティブを含む）に関する取引コストの配分について会計方針を選択し、每期継続して適用する必要がある。この企業グループの会計方針は、当初認識時におけるデリバティブ以外の主契約の帳簿価額にすべての取引コストを配分し、控除した後で、当初認識時における公正価値で組込デリバティブを測定するというものである。

IAS 1.69,
76A–76B,
IAS 32.11,
Insights 3.1.100

- b. 満期日が報告日後12ヶ月以内に到来しない場合においても、この企業グループは主契約である負債の分類時に負債に分類される転換権を考慮し、2025年6月30日時点で主契約である負債を流動に分類している。社債保有者はいつでも転換権を行使することができるため、この企業グループが決済する社債と考えられる。したがって、この企業グループは主契約である負債の決済を報告日後少なくとも12ヶ月にわたり延期する権利を有していない。転換権には変動性がある金額の現金と交換に固定数の株式を発行する義務が含まれる。社債は当社の機能通貨であるユーロではなく米ドル建てであるため、現金は米ドル建てで固定されているが、当社の機能通貨建てでは変動性がある。また、転換権は資本性の経済的特徴を有し、主契約である負債性商品の特徴との関連性はない。そのため、転換権は別個の組込デリバティブ負債に該当する。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15, 15C,
IAS 1.69, 72A–72B,
75A, 76ZA

要約期中連結財務諸表注記（続き）

18. 借入金等（続き）

D. 担保付銀行借入金（ユーロ）^a

当社グループは2025年6月30日現在、3,460千ユーロの担保付銀行借入金があります（2024年：3,460千ユーロ）。この借入金は発行日から5年以内に返済期限が到来する複数のトランシェで構成され、次のトランシェが2027年1月に返済期限を迎えます。ただし、この借入金の特約条項には、各四半期末において、当社グループの債務（当該特約条項上、当社グループの借入金並びに営業債務及びその他の債務と定義されています）は、当社グループの継続事業からの四半期収入の2.5倍を超えてはならず、2.5倍を超えると要求払いになるという規定が含まれています。

当社グループは2025年第1四半期末及び第2四半期末において特約条項を遵守しており、借入金は2025年6月30日現在、非流動負債に分類されています。

当社グループは報告日後少なくとも12ヶ月にわたり四半期ごとに設定されている特約条項を遵守できる見通しです。

IAS 34.15, 15C,
IAS 1.76ZA

a. IAS第34号で明示的に要求されていないが、この企業グループは、期中報告期間後12ヶ月以内に借入金が返済されるリスクについて利用者の理解への関連性があるため、特約条項が適用される非流動の借入金に関する情報を開示している。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

19. 引当金

A. リストラクチャリング^a

IAS 34.15B(c),
Insights 3.12.850.10,
4.1.30.40

2024年12月31日に終了した事業年度に、当社グループが公表したPaper Pabus社の製造及び販売部門のリストラクチャリング計画に関して、600千ユーロの引当金を認識しました。これは、経済状況の悪化による需要の減少によるものです。このリストラクチャリングは2025年6月30日に終了した6ヶ月間に完了し、コストは500千ユーロでした。未使用の引当金100千ユーロは戻入れ、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「売上原価」に含まれています。

B. 土地の原状回復

i. ルーマニア

IAS 34.16A(c)

ルーマニアの法律に従い、ルーマニアの当社グループの子会社が汚染した土地を2027年末までに原状回復しなければなりません。このため当社グループは、2025年6月30日に終了した6ヶ月間に500千ユーロ引き当てました。

この負債は長期にわたるものであるため、見積りに際して最も不確実なものは将来発生するコストです。当社グループは、現在入手可能な技術及び材料によりこの土地を原状回復すると仮定しています。引当金は、ルーマニアにおける2025年6月30日現在のリスクフリー・レートである5.9%の割引率を用いて算定しています。この原状回復は今後2年から3年にわたり段階的に実施される予定です。

ii. Papyrus社の取得

Papyrus社の取得の一環として、当社グループは、暫定的に算定した環境引当金を150千ユーロ認識しました（注記21を参照）。

C. 排出権制度

IAS 34.16A(c)

当社グループは、様々な国で「キャップ・アンド・トレード」制度に参加しています。当社グループは、汚染物質の排出に応じて排出権を引き渡す義務について負債を認識しています。この負債は、排出量が年間限度内である場合には、（無形資産として認識される）保有する排出権の帳簿価額に基づいて測定され、義務を決済するために追加の排出権を購入する必要がある場合には、その排出権の現在の市場価値に基づいて測定されます。

2025年6月30日に終了する6ヶ月間において、当社グループは、汚染物質の排出に対し、60千ユーロの引当金を認識しました。

D. 賦課

IAS 34.16A(c)

当社グループは、税法上の義務発生事象の発生時である、税務事業年度末（3月31日）に、課税当局から課された環境税の支払いに係る負債を全額認識しています。2025年3月31日に終了した事業年度の30千ユーロの賦課金（2024年：30千ユーロ）は、2025年6月30日に終了した6ヶ月において純損益に「一般管理費」として認識しています。2025年6月30日において、環境税について負債は認識されていません。

IAS 34.15B

a. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。

IAS 34.8(e)

IFRS 7.8, 25-26, 29
13.93(a)-(b), 94, 97,
99, IAS 34.16A(j)

Insights
7.10.35.70–100

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理

A. 会計上の分類及び公正価値^{a, b}

以下の表では、金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値、並びに公正価値ヒエラルキーのレベルを示しています。公正価値で測定されていない金融資産または金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれていません。

売却目的保有に分類されている営業債権及びその他の債権、並びに営業債務及びその他の債務は下記の表には含まれておりません（注記14参照）。その帳簿価額は公正価値の合理的な近似値です。

2025年6月30日 千ユーロ	帳簿価額		
	公正価値— ヘッジ手段	FVTPLで測定 （強制）— その他	FVOCIで測定— 負債性金融商品
公正価値で測定される金融資産			
ヘッジに利用される金利スワップ	116	-	-
ヘッジに利用される為替予約	227	-	-
その他の為替予約	-	86	-
ソブリン負債性証券	-	213	-
負債性証券	-	-	118
資本性証券	-	251	-
	343	550	118
公正価値で測定されない金融資産			
営業債権及びその他の債権	-	-	-
現金及び現金同等物	-	-	-
負債性証券	-	-	-
	-	-	-
公正価値で測定される金融負債			
ヘッジに利用される金利スワップ	(20)	-	-
ヘッジに利用される為替予約	(8)	-	-
条件付対価	-	(232)	-
転換社債 – 組込デリバティブ負債	-	(45)	-
	(28)	(277)	-
公正価値で測定されない金融負債			
銀行当座借越	-	-	-
担保付銀行借入金	-	-	-
無担保銀行借入金	-	-	-
無担保社債	-	-	-
転換社債—負債	-	-	-
償還優先株式	-	-	-
償還優先株式に対する未払配当	-	-	-
営業債務 ^{*c}	-	-	-
	-	-	-

* 金融負債ではないその他の債務（IFRS第15号に基づき認識された返金負債883千ユーロ）は含まれていません。また、サプライヤー・ファイナンス契約に基づきサプライヤーによってファクタリングされた営業債務3,165千ユーロが含まれています。

IFRS 7.8, 29

^{a.} この表では、当社グループは、金融資産及び金融負債のクラスごとの公正価値を、帳簿価額と比較できるような方法で開示している。さらに、IFRS第9号で定義された金融商品のカテゴリーと照合している。この表示方法は任意であり、状況によっては異なる表示方法が適している場合がある。
この企業グループは、短期の営業債権及び営業債務等の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、公正価値を開示していない。

帳簿価額				公正価値			
FVOCIで測定— 資本性金融商品	償却原価で 測定する 金融資産	その他の 金融負債	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	-	116	-	116	-	116
-	-	-	227	-	227	-	227
-	-	-	86	-	86	-	86
-	-	-	213	213	-	-	213
-	-	-	118	48	70	-	118
710	-	-	961	961	-	-	961
710	-	-	1,721				
-	20,379	-	20,379				
-	2,355	-	2,355				
-	2,557	-	2,557	2,561	-	-	2,561
-	25,291	-	25,291				
-	-	-	(20)	-	(20)	-	(20)
-	-	-	(8)	-	(8)	-	(8)
-	-	-	(232)	-	-	(232)	(232)
			(45)			(45)	(45)
-	-	-	(305)				
-	-	(120)	(120)				
-	-	(7,589)	(7,589)	-	(8,325)	-	(8,325)
-	-	(501)	(501)	-	(519)	-	(519)
-	-	(9,012)	(9,012)	-	(9,675)	-	(9,675)
-	-	(4,551)	(4,551)	-	(4,671)	-	(4,671)
-	-	(1,939)	(1,939)	-	(2,036)	-	(2,036)
-	-	(20)	(20)	-	(22)	-	(22)
-	-	(20,161)	(20,161)				
-	-	(43,893)	(43,893)				

IFRS 7.6, B1–B3

- b. 企業は、開示される情報の性質を適切に表し、かつ当該金融商品の特徴を考慮して、金融商品のクラス分けを行う。IFRS第7号は「クラス」を定義していないが、少なくとも償却原価で測定される金融商品は、公正価値で測定される金融商品と区分しなければならない。

IFRS 7.8, 29

- c. 当社グループは、この情報が期中期間を理解するうえで関連性があると考えられるため、サプライヤー・ファイナンス契約の締結に関する説明を行っている。

IAS 34.8(e)

IFRS 7.8, 25-26, 29,
13.93(a)-(b), 94, 97, 99,
IAS 34.16A(j)

Insights
7.10.35.70–100

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

A. 会計上の分類及び公正価値（続き）

2024年12月31日 千ユーロ	帳簿価額		
	公正価値— ヘッジ手段	FVTPLで測定 （強制）— その他	FVOCIで測定— 負債性金融商品
公正価値で測定される金融資産			
ヘッジに利用される金利スワップ	131	-	-
ヘッジに利用される為替予約	375	-	-
その他の為替予約	-	89	-
ソブリン負債性証券	-	568	-
負債性証券	-	-	373
資本性証券	-	254	-
	506	911	373
公正価値で測定されない金融資産			
営業債権及びその他の債権	-	-	-
現金及び現金同等物	-	-	-
負債性証券	-	-	-
	-	-	-
公正価値で測定される金融負債			
ヘッジに利用される金利スワップ	(5)	-	-
ヘッジに利用される為替予約	(7)	-	-
	(12)	-	-
公正価値で測定されない金融負債			
銀行当座借越	-	-	-
担保付銀行借入金	-	-	-
無担保銀行借入金	-	-	-
無担保社債	-	-	-
関連会社からの借入金	-	-	-
営業債務*	-	-	-
	-	-	-

* 金融負債ではないその他の債務（IFRS第15号に基づき認識された返金負債1,128千ユーロ）は含まれていません。
また、性質及び機能が他の営業債務と類似していると考えられることからサプライヤー・ファイナンス契約に基づきサプライヤーによってファクタリングされた営業債務3,165千ユーロが含まれています。

帳簿価額				公正価値			
FVOCIで測定— 資本性金融商品	償却原価で 測定する 金融資産	その他の 金融負債	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	-	131	-	131	-	131
-	-	-	375	-	375	-	375
-	-	-	89	-	89	-	89
-	-	-	568	568	-	-	568
-	-	-	373	72	301	-	373
511	-	-	765	540	-	225	765
511	-	-	2,301				
-	19,824	-	19,824				
-	1,850	-	1,850				
-	2,256	-	2,256	2,259	-	-	2,259
-	23,930	-	23,930				
-	-	-	(5)	-	(5)	-	(5)
-	-	-	(7)	-	(7)	-	(7)
-	-	-	(12)				
-	-	(282)	(282)				
-	-	(11,093)	(11,093)	-	(12,861)	-	(12,861)
-	-	(117)	(117)	-	(125)	-	(125)
-	-	(9,200)	(9,200)	-	(9,381)	-	(9,381)
-	-	(1,000)	(1,000)	-	(1,039)	-	(1,039)
-	-	(23,453)	(23,453)				
-	-	(45,145)	(45,145)				

IAS 34.8(e)

IFRS 13.91(a), 92,
93(d), 93(h)-93(i), 99,
IAS 34.16A(j)

IFRS 3.B67(b)(iii)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定

i. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット

以下の表は、財政状態計算書上の金融商品について、2025年6月30日及び2024年12月31日におけるレベル2及びレベル3の公正価値測定に用いられる評価技法及び重要な観察可能でないインプットを示しています。関連する評価プロセスについては、注記3に記載しています。

公正価値で測定される金融商品

種類	評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との相互関係
条件付対価	割引キャッシュフロー法： この評価モデルでは、将来の支払の見積額をリスク調整割引率を用いて現在価値に割り引いた額を算定しています。	－ 予想キャッシュフロー（2025年6月30日：318千ユーロから388千ユーロ、2024年12月31日：N/A） － リスク調整割引率（2025年6月30日：15%、2024年12月31日：N/A）	以下の場合に、公正価値の見積りが増加（減少）します。 － 予想キャッシュフローの増加（減少） － リスク調整割引率の減少（増加）
資本性証券	市場比較法： この評価モデルは、投資先と比較可能な企業の相場価格から算出した市場倍率（当該資本性証券が市場で取引されていないことの影響について調整）並びに投資先の収益及びEBITDAに基づいています。見積額は、投資先の正味負債について調整しています。	－ 調整後市場倍率（2025年6月30日：N/A*、2024年12月31日：4から7）	－ 調整後市場倍率が増加（減少）した場合、公正価値の見積りが増加（減少）します。
負債性証券	市場比較法または割引キャッシュフロー法： 公正価値は、(i) 同一の証券の活発でない市場における現在または直近の相場価格、並びに(ii) 活発な市場で取引されている、満期日及び信用格付けが類似する証券の実勢利回りから割引率を用いて算定した正味現在価値を考慮し、流動性について調整して見積っています。	該当なし	該当なし

* 注記20(B)(iii)を参照。

IAS 34.8(e)

IFRS 13.91(a), 92,
93(d), 93(h)-93(i), 99,
IAS 34.16A(j)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品－公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

i. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット（続き）

公正価値で測定される金融商品（続き）

種類	評価技法	重要な観察可能でない インプット	重要な観察可能でない インプットと公正価値 測定との相互関係
為替予約	先物価格法： 公正価値は、報告日現在の先物為替レートの相場及びそれぞれの通貨の高格付債のイールド・カーブに基づく現在価値の計算を用いて算定しています。	該当なし	該当なし
金利スワップ	スワップ・モデル法： 公正価値は、見積将来キャッシュフローの現在価値で算定しています。将来変動金利キャッシュフローは、相場スワップ・レート、先物価格及び銀行間の借入金利に基づき見積っています。見積ったキャッシュフローは、金利スワップの値付けをする際に市場参加者が指標として用いる銀行間の金利を反映した、類似の情報源から導かれたイールド・カーブを用いて割り引いています。この公正価値の見積りは、当社グループ及び相手方の信用リスク（現在のクレジット・デフォルト・スワップまたは債券価格から算定したクレジットスプレッドに基づき算定）を反映するよう調整しています。	該当なし	該当なし
資本への転換権（転換社債への組込）	最小二乗モンテカルロ法： 将来株価及び外国為替のシミュレーションの活用及び最小二乗法の回帰分析の適用、並びに各オプションの潜在的な行使日における、権利行使されない場合のオプションのペイオフの割引後のリスク中立的な期待値と関連する行使価格との比較により、公正価値が見積もられています。	－ 期待ボラティリティ（2025年6月30日：47%、2024年12月31日：該当なし）	－ 期待ボラティリティが高い（低い）場合は、公正価値の見積りが大きく（小さく）なります。

ii. レベル1とレベル2との間の振替え

2025年6月30日において、同種の負債性証券の市場価格を定期的に入手できなくなったため、帳簿価額48千ユーロのFVOCIで測定する負債性証券をレベル1からレベル2に振り替えました。これらの負債性証券の公正価値の算定に際して、経営陣はすべての重要なインプットが観察可能な市場データに基づく評価技法を用いました。2025年6月30日に終了する6ヶ月間において、レベル2からレベル1に振り替えたものではありません。また2024年6月30日に終了した6ヶ月間においては、レベル1とレベル2との間の振替えはありませんでした。

IFRS 13.93(c), 95,
IAS 34.15B(k), 16A(j)

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

iii. レベル3の継続的な公正価値

レベル3の公正価値の調整表

以下の表は、レベル3の公正価値に関する期首残高と期末残高の調整表を示したものです。

IFRS 13.91(b), 93(e)(iii),
IAS 34.16A(j)

IFRS 13.93(e)(iii),
IAS 34.16A(j)

IFRS 13.93(e)(iii),
IAS 34.16A(j)

IFRS 13.91(b), 92,
93(e)(i), 93(f),
IAS 34.16A(j)

IFRS 13.91(b), 92,
93(e)(ii), IAS 34.16A(j)

IFRS 13.93(e)(iv),
IAS 34.16A(j)

IFRS 13.93e(iv),
IAS 34.15B(k), 16A(j)

IFRS 13.93(h)(ii)

千ユーロ	注記	資本性証券	条件付対価	資本への 転換権
2024年1月1日残高		-	-	-
OCIに含まれる利得				
— 公正価値の変動の純額（未実現）		6	-	-
購入		212	-	-
2024年6月30日残高		218	-	-
2025年1月1日残高		225	-	-
企業結合による引受額	21	-	(250)	-
発行	18(B)			(45)
「金融収益」に含まれる利得				
— 公正価値の変動の純額（未実現）		-	18	-
OCIに含まれる利得				
— 公正価値の変動の純額（未実現）		18	-	-
レベル3からの振替え		(243)	-	-
2025年6月30日残高		-	(232)	(45)

レベル3からの振替え

当社グループは2025年6月30日における公正価値が243千ユーロであるMSE社の株式を所有しています。2024年12月31日時点では、この投資の公正価値はレベル3に区分されていました（評価技法に関する情報については注記20B(i)を参照）。これは、この株式が取引所に上場されておらず、その株式に関する直近の観察可能な独立第三者間取引がなかったためです。

2025年6月30日に終了する6ヶ月間において、MSE社は自社の株式を取引所に上場し、それらの株式は現在、その市場で活発に取引されています。この株式には現在、活発な市場における公表された相場価格があるため、2025年6月30日において、公正価値ヒエラルキーをレベル3からレベル1に振り替えています。

感応度分析

条件付対価及び資本への転換権について、他のインプットに変動がないと仮定した場合に、2025年6月30日において、重要な観察可能でないインプットのうち1つが合理的に可能な範囲で変動することによる影響は以下のとおりです。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

条件付対価

影響額：千ユーロ	純損益	
	増加	減少
2025年6月30日		
予想キャッシュフロー（10%の変動）	(23)	23
リスク調整割引率（1%の変動（100bps））	6	(6)

資本への転換権

影響額：千ユーロ	純損益	
	増加	減少
2025年6月30日		
予想ボラティリティ（10%の変動）	(13)	13

C. 信用リスクの集中^a

収益構成のうち、卸売顧客からの比率を増加させるという当社グループの戦略により、営業債権の残高が増加しました。これは、卸売顧客には、他の顧客よりも優遇された支払条件が適用されるためです。2025年6月30日において、営業債権の約72%に該当する14,672千ユーロが卸売顧客に対するものです（2024年12月31日：11,894千ユーロ、営業債権の約60%）。

当報告期間に生じた営業債権及び契約資産に対する損失評価引当金の増減は以下のとおりです。

千ユーロ	
2024年12月31日残高	214
直接償却額	(84)
損失評価引当金の再測定額（純額）	190
2025年6月30日残高	320

損失評価引当金の増加は、主に営業債権及び契約資産の帳簿価額総額が増加したことによるものです。卸売顧客の比率が増加したこと、また、その他顧客に関連して90日超期日経過している帳簿価額総額が増加したことが損失評価引当金の増加の要因となっています。予想信用損失の計算方法は、直近の年次財務諸表で説明した方法と同じです。

D. 負債性証券の減損

2025年6月30日に終了する6ヶ月間に、当社グループは償却原価で測定される負債性証券に関連して30千ユーロの減損損失を計上しました（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：8千ユーロ）。減損は要約連結純損益及びその他の包括利益計算書の「金融費用」に含めています。

[IFRS 7.35H]

IAS 34.15B(b)

[IAS 1.82(ba)]

IAS 34.15-15C

- a. IAS第34号では明確に要求されていないものの、この企業グループは営業債権及び契約資産に係る信用リスクの集中の変化を理解するうえで関連のある情報を開示している。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(i)

IFRS 3.B64(a)–(c)

IFRS 3.B64(d)

IFRS 3.B64(q)

IFRS 3.B64(f)

[IAS 7.40(a)–(b), IAS 7.43] IFRS 3.B64(f)(i), IFRS 3.B64(f)(iv)

IFRS 3.B64(f)(iii)

IFRS 3.B64(f)(iv)

IFRS 3.B64(l)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

21. 子会社の取得^a

2025年3月31日に、当社グループはPapyrus社の株式及び議決権持分の65%を取得しました。この結果、当社グループのPapyrus社に対する資本持分は25%から90%に増加し、同社に対する支配を獲得しました。Papyrus社は当社グループの戦略的供給業者の1つであり、米国ケンタッキー州で主に製紙用パルプの製造に従事しています。Papyrus社は上場していません。

Papyrus社に対する支配を獲得したことにより、Papyrus社の特許技術を通じて当社グループの製造工程を近代化することが可能となる予定です。また、Papyrus社の顧客基盤へのアクセスを通じて、当社グループの普通紙市場におけるシェアが増加すると期待されます。当社グループはさらに、規模の経済によりコストが削減されることも期待しています。

2025年6月30日までの3ヶ月間における、Papyrus社の当社グループの経営成績に対する貢献は、収益4,500千ユーロ、利益90千ユーロです。2025年1月1日に取得が行われていたと仮定すると、当期中報告期間の連結収益は58,480千ユーロ、連結利益は3,427千ユーロとなっていたと経営陣は見積っています。これらの金額は、取得が2025年1月1日に行われていたとしても、その取得日に発生する暫定的に算定された公正価値の調整額は同じであるとの仮定に基づいて算定しています。

A. 譲渡対価

以下の表は、主な譲渡対価の種類ごとの、取得日における公正価値の要約です。

千ユーロ	注記	2025年
現金		2,500
資本性金融商品（普通株式8,000株）	17	87
交換した株式に基づく報酬	9	120
条件付対価	20	250
既存の関係の清算		(326)
譲渡対価合計		2,631

i. 発行した資本性金融商品

発行した普通株式の公正価値は、2025年3月31日における当社の上場株価（1株当たり10.88ユーロ）に基づいています。

ii. 代替報酬

企業結合の契約条項に従い、当社グループはPapyrus社の従業員が保有していた持分決済型の株式に基づく報酬（被取得企業の株式に基づく報酬）と、当社の持分決済型の株式に基づく報酬（代替報酬）とを交換しました。被取得企業の株式に基づく報酬及び代替報酬の内容は、以下のとおりです。

	被取得企業の株式に基づく報酬	代替報酬
交換条件	付与日：2024年4月1日 権利確定日：2028年3月31日 勤務条件	権利確定日：2028年3月31日 勤務条件
取得日における公正価値	527千ユーロ	571千ユーロ

IFRS 3.59, 61, 63, IAS 34.16A(i)

- a. IAS第34号のもとでは、企業は、期中報告期間に行われた企業結合の結果生じた構成の変化の影響を、IFRS第3号「企業結合」で義務付けられる情報を提供することにより開示する。
- IFRS第3号及び他のIFRS会計基準等の規定に準拠した開示のみでは、財務諸表利用者が、以下のいずれかの事項の内容及び財務上の影響を評価するのに十分でない場合は、企業はこれらの目的を満たすのに必要な情報を追加的に開示する。
- 当期に行われた企業結合
 - 過去の報告期間に行われた企業結合に関連する、当期に認識された調整

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

21. 子会社の取得（続き）

A. 譲渡対価（続き）

ii. 代替報酬（続き）

9%の予想失効率を考慮した代替報酬の価値は520千ユーロです。企業結合の譲渡対価には、被取得企業の株式に基づく報酬が過去の勤務に関連する代替報酬に交換された際に、Papyrus社の従業員に対して譲渡された120千ユーロが含まれています。400千ユーロは、取得後の報酬コストとして認識する予定です。代替報酬の詳細については注記9を参照してください。

iii. 条件付対価

IFRS 3.B64(g), B67(b)

当社グループは、Papyrus社の今後3年間のEBITDAの累積額が10,000千ユーロを上回る場合に、売手側の株主に対して600千ユーロの追加的な対価を支払うことで合意しています。当社グループは、この追加対価に関連して、取得日の公正価値250千ユーロを条件付対価として含めています。2025年6月30日において、条件付対価の公正価値は232千ユーロに減少しました（注記20を参照）。

iv. 既存の関係の清算

IFRS 3.B64(l)

当社グループとPapyrus社は、Papyrus社が当社グループに定額で木材製品を供給するという長期供給契約を締結していました。この契約には、当社グループがPapyrus社に326千ユーロ支払うことによりこの契約を解消することができるという条項が含まれています。当社グループがPapyrus社を取得した時点で、この既存の契約は取得の一環として事実上解消されました。

当社グループは、譲渡対価326千ユーロをPapyrus社との供給契約の解消に起因するものとし、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含めています。この金額は、契約解消金額と契約の市場価格に含まれない要素の価値のうち小さい額で算定しました。取得日におけるこの契約の公正価値は600千ユーロで、そのうち当社グループの観点からこの契約が市場価格と比べて不利な部分は400千ユーロです。

B. 取得関連コスト

IFRS 3.B64(l)-(m)

取得に関連して、外部に支払われた法律関係の手数料及びデューデリジェンス関連のコスト50千ユーロが当社グループに発生しました。これらのコストは、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「一般管理費」に含まれています。

C. 識別可能な取得資産及び引受負債

IFRS 3.B64(i),
[IAS 7.40(c)-(d)]

以下の表は、取得資産及び引受負債の取得日における認識金額の要約です。

千ユーロ	注記	2025年
有形固定資産	15	1,955
無形資産		250
棚卸資産		825
営業債権及びその他の債権		848
現金及び現金同等物		375
借入金等	18	(500)
繰延税金負債		(79)
偶発負債		(20)
土地原状回復引当金	19	(150)
営業債務及びその他の債務		(460)
識別可能取得資産の合計（純額）		3,044

IFRS 3.B64(h)(i)
[IAS 7.40(c)]

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

21. 子会社の取得（続き）

C. 識別可能な取得資産及び引受負債（続き）

IFRS 3.B64(h)(ii)-(iii)

営業債権及びその他の債権の契約総額は900千ユーロであり、そのうち52千ユーロについては取得日において回収不能と予想されました。

暫定的に測定された公正価値

IFRS 3.B67(a)(i)-(ii),
[IAS 1.125]

以下の公正価値は、暫定的に測定されています。

- － Papyrus社の無形資産（特許技術及び得意先関係）の公正価値は、独立鑑定人による評価が未了であるため暫定的に測定しています。
- － Papyrus社は、不良品を提供したとしてPapyrus社の顧客が提起した訴訟の被告となっています。経営陣はこの訴訟のもととなる販売契約を検討し、また独立の弁護士による助言を受けて、顧客の訴えは法的根拠に乏しく、調停のために賠償金を支払うことが要求される可能性は低いと判断しました。経営陣は、この訴訟により起こり得る結果の範囲を考慮し、この偶発負債の公正価値を20千ユーロと見積っています。
- － Papyrus社の事業は特定の環境規制の適用対象となっています。当社グループではこれらの規制に起因する土地原状回復引当金について予備調査を実施し、暫定額を認識しています。当社グループは、測定期間においてこれらの件に関する検証を継続する予定です。

IFRS 3.B64(j), B67(c),
[IAS 37.85]

D. のれん

取得の結果として、のれんを以下のように認識しています。

IFRS 3.B64(o)(i)

IFRS 3.B64(p)(i)

千ユーロ	注記	2025年
譲渡対価	21(A)	2,631
Papyrus社の資産及び負債の認識額に対する比例持分に基づく非支配持分		304
過去から保有していたPapyrus社に対する持分の公正価値		650
識別可能な純資産の公正価値	21(C)	(3,044)
のれん	16	541

IFRS 3.B64(p)(ii)

当社グループが以前から保有していたPapyrus社に対する25%の持分を公正価値で再測定したことにより、250千ユーロの利得が生じました（650千ユーロから持分法適用会社の取得日における帳簿価額420千ユーロを控除し、為替換算調整勘定から純損益に振り替えられた20千ユーロを加える）。この金額は、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「金融収益」に含まれています。

IFRS 3.B64(e), B64(k)

のれんは主に、Papyrus社の従業員の技能及び技術に関連するものと、Papyrus社を当社グループの現行の普通紙事業に統合することにより得られると期待されるシナジー効果によるものです。認識したのれんのうち、税務上損金計上が見込まれるものはありません。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(i)

[IFRS 12.10(b)(iii) 18]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

22. 非支配持分の取得

2025年6月に当社グループは、Swissolote社の持分を追加的に15%取得しました。これにより、同社に対する所有持分は60%から75%に増加しました。持分を追加取得した日時点の当社グループの財務諸表におけるSwissolote社の純資産の帳簿価額は767千ユーロでした。

以下の表は、当社のSwissolote社に対する所有持分の変動の影響を要約したものです。

千ユーロ

取得した非支配持分の帳簿価額（767千ユーロ×15%）	115
非支配持分に支払った対価	200
当社の所有者に帰属する資本の減少	(85)

当社の所有者に帰属する資本の減少の内訳：

- － 利益剰余金の減少93千ユーロ
- － 為替換算調整勘定の増加8千ユーロ

23. 偶発事象^a

2021年以降、子会社の1つが、欧州の環境当局からの提訴に対し異議を申し立てています。法により支払いを命じられることになる可能性が高いと考えられたため、当社グループは当初、この提訴に関連して100千ユーロの引当金を認識しました。ただし、2025年7月に当社グループは異議の申し立てが認められたため、当期中報告期間にこの引当金の認識を中止しました。原告は控訴すると予想され、原告の請求が認められた場合、罰金及び法的コストの総額は450千ユーロとなり、そのうち、350千ユーロは保険契約により補填されます。弁護士の助言に基づき、経営陣は、この提訴の結果が当社グループの財政状態に重要な影響を与えるとは予測していません。

IAS 34.15B(m)
[IAS 10.9(a)]

IAS 34.15B

a. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15B(j)

[IAS 19.171, 24.17(d)]

[IAS 24.18]

IAS 34.16A(h)

IAS 34.15B(j),
Insights 5.9.60.50

Insights 5.9.60.60

要約期中連結財務諸表注記（続き）

24. 関連当事者^{a, b}

A. 親会社及び最終的な支配当事者^c

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、当社の株式の過半数を、Cameron Paper社がBrown Products社から取得しました。その結果、当社グループの新たな最終的な支配当事者は、AJ Pennypacker氏となりました。

B. 経営幹部との取引

i. 取締役に対する貸付金

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において取締役に貸し付けた無担保貸付金は、総額65千ユーロでした（2024年6月30日に終了した6ヶ月間：35千ユーロ）。これらは無利子の貸付けであり、貸付金は貸付日から3ヶ月後に全額返済されます。2025年6月30日現在の未決済残高15千ユーロ（2024年12月31日現在：8千ユーロ）は、「営業債権及びその他の債権」に含めています。

ii. 経営幹部への報酬^a

フランスにおける当社グループの役員1名の雇用を終了したことに伴い、この役員は割増退職金の受給権を得ました。したがって、当社グループは2025年6月30日に終了した6ヶ月において25千ユーロの費用を計上しています（2024年6月30日に終了した6ヶ月：なし）。

C. その他の関連当事者との取引

千ユーロ	6月30日に終了する 6ヶ月における取引価格		未決済残高	
	2025年	2024年	2025年 6月30日	2024年 12月31日
物品及びサービスの販売				
当社グループの親会社－Cameron Paper社 （2024年：Brown Products社）	128	165	110	150
ジョイント・ベンチャー	328	67	156	121
関連会社	208	71	157	119
物品の購入				
ジョイント・ベンチャー	518	416	-	-
その他				
関連会社				
－借入金及びそれに関連する利息費用	2	3	-	1,000

2025年6月30日に終了した6ヶ月において、当社グループは、関連会社のうち1社からの1,000千ユーロの借入金を返済しています（注記18を参照）。

関連当事者に係る未決済残高はすべて、当期中報告日後6ヶ月以内に決済される予定です。担保が付されている残高はありません。

25. 後発事象

当社グループは2025年7月22日に、ABC社の全株式を6,500千ユーロで取得する意思を表明しました。現在は、この取引について、当社グループの株主及び規制当局からの承認待ちの状態にあり、これらの承認は、2025年末または2026年初頭までには得られる見込みです。

- a. 関連当事者取引に関して、要約期中財務諸表における開示の程度を判断する際には注意を要する。関連当事者取引が重要である場合、取引の内容及び金額が過去の期間と変わらない場合であっても、開示が必要な場合がある。
- b. IAS第24号「関連当事者についての開示」第25項の免除規定を適用する政府関連企業に関する開示例については、KPMGの「[Guide to annual financial statements – Illustrative disclosures](#) (2024年9月版)」のAppendix IVに記載されている（「[IFRS®会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例](#)」もご参照ください）。
- c. KPMGの見解では、支配力を有する投資者の変更のような重要な変化がない限り、企業は通常、関連当事者関係についての開示を更新する必要はない。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

26. 公表はされているが未発効のIFRS会計基準^a

[IAS 8.30-31]

いくつかの新たなIFRS会計基準及び改訂が2025年1月1日以降開始する事業年度に発効し、早期適用が認められています。しかしながら、当社グループは、連結財務諸表の作成に際して新たなIFRS会計基準または改訂されたIFRS会計基準を早期適用していません。

IAS 8.30-31

- a. IAS第34号で明確に要求されていないが、新たなまたは改訂されたIFRS会計基準の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある情報を更新する場合がある。適切な開示の程度は、一般に、企業が未発効のIFRS会計基準の適用のための準備状況や直近の年次財務諸表における開示範囲により異なる。2025年1月1日以降開始する事業年度より適用される、IASBが公表する新たなIFRS会計基準または改訂のリストについては、[Appendix I](#)を参照のこと。

Appendix I

2025年に適用される新しいIFRS会計基準及びIFRS会計基準の改訂並びに将来適用される規定

この冊子の2024年版の公表後、いくつかの新しいIFRS会計基準、IFRS会計基準の改訂、解釈指針が公表された。このAppendixは、2025年3月20日時点でIASBが公表している新たな規定を、以下の2つの表において記載している。

- **現在適用されている新たな規定：**
この表は、2025年1月1日に開始する事業年度に適用が義務付けられるIFRS会計基準の変更を示している。
- **将来適用される規定：**
この表は、2025年1月1日より後に開始する事業年度に適用が義務付けられるが、2025年1月1日に開始する事業年度に早期適用が認められるIFRS会計基準の変更を示している。これらの規定はこの冊子の本文には反映されていない。

これらの表には、関連するKPMGのガイダンスへの参照が適宜含まれている。表中の適用日はすべて、事業年度の期首を示している。

現在発効している新たな規定

適用日	新たなIFRS会計基準またはIFRS会計基準の改訂	KPMGのガイダンス
2025年1月1日	交換可能性の欠如—IAS第21号の改訂	Insights into IFRS (2.7.94 and 2.7.255), Article[#] IASB 、 「交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂）」を公表[*]

(訳者注) ☆が付された公表物は情報提供を目的にあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものであり、本表では参考情報として記載しています。
#が付された公表物については日本語訳を作成していません。

将来適用される規定

適用日	新たなIFRS会計基準またはIFRS会計基準の改訂	KPMGのガイダンス
2026年1月1日	金融商品の分類及び測定 – IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂	Insights into IFRS (7.4.175, 7.4.295, 7.4.335, 7.4.372, 7.4.385, 7.6.15, 7.6.65, 7.6.365, 7.10.235, 7.10.357, 7.11.260), 「金融資産の分類」 Article[#] IASB 、 「電子送金システムによる決済」Article[#] IASB 、 「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂（IFRS第9号とIFRS第7号の改訂）を公表[*]
	自然依存電力を参照する契約 – IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂	Insights into IFRS (7.9.1290, 7.10.760), Article[#] IASB 、 「自然依存電力を参照する契約—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂」を公表[*]
	IFRS会計基準の年次改善 – 第11集	Insights into IFRS (7.1.155, 7.7.22), Article[#]

(訳者注) ☆が付された公表物は情報提供を目的にあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものであり、本表では参考情報として記載しています。
#が付された公表物については日本語訳を作成していません。

将来適用される規定（続き）

適用日	新たなIFRS会計基準またはIFRS会計基準の改訂	KPMGのガイダンス
2027年1月1日	IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	Insights into IFRS (1.2.45, 2.1.15, 2.3.35, 2.3.55, 3.1.15, 4.1.13, 4.1.75, 4.1.95, 4.1.125, 4.1.135, 4.1.145, 4.1.155, 4.1.165, 4.1.175, 4.1.215, 5.8.15, 5.9.45, 5.9.68, 7.10.95, 7.10.175), Article [#] , First Impressions (IFRS®会計基準の初見分析 – IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」) IASB、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表 [☆]
	IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	Insights into IFRS (1.1.185, 1.1.203), Article [#] IASB、公開草案「IFRS第19号『公的説明責任のない子会社：開示』の改訂」を公表 [☆]
発行日は無期限に延期（ただし任意適用可） ^a	投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂）	該当なし

（訳者注） ☆が付された公表物は情報提供を目的にあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものであり、本表では参考情報として記載しています。
 #が付された公表物については日本語訳を作成していません。

^a. これらの改訂の適用日は無期限に延期された。早期適用は引き続き認められる。

Appendix II

包括利益の表示－2つの計算書により表示するアプローチ

要約連結純損益計算書 ^a				
6月30日に終了する6ヶ月				
	千ユーロ	注記	2025年	2024年 修正再表示*
継続事業				
[IAS 1.82(a)]	収益	6	52,530	51,586
	売上原価	13, 15, 19	(31,303)	(31,922)
	売上総利益		21,227	19,664
	その他の収益	8, 15	644	190
	販売費		(7,698)	(7,498)
[IAS 1.82(ba)]	一般管理費	10, 19, 21	(8,474)	(8,358)
	研究開発費		(605)	(179)
	営業債権及び契約資産に係る減損損失	20	(190)	(170)
	その他の費用	8, 14, 16, 21	(686)	-
	営業利益		4,218	3,649
[IAS 1.82(b)]	金融収益	20, 21	457	345
	金融費用	20	(1,002)	(1,007)
[IAS 1.82(c)]	金融費用純額		(545)	(662)
	持分法による投資純利益（税引後）		233	278
[IAS 1.82(d)]	税引前純利益		3,906	3,265
	税金費用	11	(1,109)	(741)
	継続事業に係る純利益		2,797	2,524
非継続事業				
	非継続事業に係る純利益（損失）（税引後）	7	379	(422)
	当期純利益		3,176	2,102
純利益の帰属先：				
	当社の所有者		2,985	2,014
	非支配持分		191	88
			3,176	2,102
1株当たり利益				
[IAS 34.11A]	基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.82	0.51
[IAS 34.11A]	希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.80	0.50
1株当たり利益－継続事業				
	基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.70	0.64
	希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.69	0.63
	調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）	12	6,765	7,902
* 非継続事業に関連して比較情報を修正再表示しています。注記7をご参照ください。				

IAS 1.10A a. このAppendixは、以下の計算書から構成される2計算書方式による包括利益の表示を例示している。

- － 純損益の内訳項目を表示する損益計算書
- － OCIの内訳項目を表示する第2の計算書

IAS 34.8(b), 8A, 10, 20(b)

[IAS 1.82A(a)(i)]

[IAS 1.82A(a)(iii)]

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書

6月30日に終了する6ヶ月			
千ユーロ	注記	2025年	2024年 修正再表示*
当期純利益		3,176	2,102
その他の包括利益			
純損益への組替えが禁止される項目：			
有形固定資産の再評価	15	200	-
確定給付負債（資産）の再測定		72	(15)
FVOCIで測定される資本性金融商品への投資—公正価値の変動の純額		141	48
関連する法人所得税		(137)	(11)
		276	22
純損益への組替えが求められ得る項目：			
在外営業活動体—為替換算差額		437	330
純投資ヘッジ—純損失		(3)	(8)
持分法適用会社—その他の包括利益の持分		10	-
重要な影響力の喪失による為替換算差額の振替	21	20	-
キャッシュフロー・ヘッジ—公正価値変動の有効部分		(93)	97
キャッシュフロー・ヘッジ—純損益への振替		(17)	(11)
ヘッジコスト剰余金—公正価値の変動		34	10
ヘッジコスト剰余金—純損益への振替		8	2
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—公正価値の変動の純額		55	74
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—純損益への振替		(47)	(48)
関連する法人所得税		19	(40)
		423	406
当期その他の包括利益（税引後）		699	428
当期包括利益合計		3,875	2,530
包括利益合計の帰属先：			
当社の所有者		3,660	2,396
非支配持分		215	134
		3,875	2,530

* 非継続事業に関連して比較情報を修正再表示しています。注記7をご参照ください。

Appendix III

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（四半期報告企業）^a

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（四半期報告企業） ^a					
		6月30日に終了する3ヶ月		6月30日に終了する6ヶ月	
千ユーロ	注記	2025年	2024年 修正再表示*	2025年	2024年 修正再表示*
継続事業					
収益	6	27,823	26,421	52,530	51,586
売上原価	13, 15, 19	(15,405)	(16,119)	(31,303)	(31,922)
売上総利益		12,418	10,302	21,227	19,664
その他の収益	8, 15	570	101	644	190
販売費		(4,337)	(3,802)	(7,698)	(7,498)
一般管理費	10, 19, 21	(5,783)	(4,098)	(8,474)	(8,358)
研究開発費		(260)	(145)	(605)	(179)
営業債権及び契約資産に係る減損損失	20	(87)	(10)	(190)	(170)
その他の費用	8, 14, 16, 21	(244)	-	(686)	-
営業利益		2,277	2,348	4,218	3,649
金融収益	20, 21	257	214	457	345
金融費用	20	(614)	(754)	(1,002)	(1,007)
金融費用純額		(357)	(540)	(545)	(662)
持分法による投資純利益（税引後）		124	172	233	278
税引前純利益		2,044	1,980	3,906	3,265
法人所得税費用	11	(596)	(447)	(1,109)	(741)
継続事業に係る純利益		1,448	1,533	2,797	2,524
非継続事業					
非継続事業に係る純利益（損失）（税引後）	7	197	(220)	379	(422)
当期純利益		1,645	1,313	3,176	2,102
* 非継続事業に関連して比較情報を修正再表示しています。注記7をご参照ください。					

IAS 34.20 a. このAppendixは、四半期財務諸表を公表している企業の要約連結純損益及びその他の包括利益計算書を例示している。四半期報告企業の財政状態計算書、持分変動計算書、キャッシュフロー計算書は、6ヶ月の期中報告のみを公表する例示企業の開示例と同じである。

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（四半期報告企業）（続き）

IAS 34.20(b)

IAS 1.82A(a)(i)]

IAS 1.82A(a)(iii)]

千ユーロ	注記	6月30日に終了する3ヶ月		6月30日に終了する6ヶ月	
		2025年	2024年	2025年	2024年
		修正再表示*		修正再表示*	
その他の包括利益					
純損益への組替えが禁止される項目：					
有形固定資産の再評価	15	-	-	200	-
確定給付負債（資産）の再測定		72	(15)	72	(15)
FVOCIで測定される資本性金融商品への 投資—公正価値の変動の純額		148	-	141	48
関連する法人所得税		(69)	5	(137)	(11)
		151	(10)	276	22
純損益への組替えが求められ得る項目：					
在外営業活動体—為替換算差額		245	153	437	330
純投資ヘッジ—純損失		(3)	(5)	(3)	(8)
持分法適用会社—その他の包括利益の持分		10	-	10	-
重要な影響力の喪失による為替換算差額 の振替	21	-	-	20	-
キャッシュフロー・ヘッジ—公正価値変動の 有効部分		(72)	32	(93)	97
キャッシュフロー・ヘッジ—純損益への 振替		(5)	(11)	(17)	(11)
ヘッジコスト剰余金—公正価値の変動		16	6	34	10
ヘッジコスト剰余金—純損益への振替		5	-	8	2
FVOCIで測定される負債性金融商品への 投資—公正価値の変動の純額		16	32	55	74
FVOCIで測定される負債性金融商品への 投資—純損益への振替		(23)	-	(47)	(48)
関連する法人所得税		8	(24)	19	(40)
		197	183	423	406
当期その他の包括利益（税引後）		348	173	699	428
当期包括利益合計		1,993	1,486	3,875	2,530

* 非継続事業に関連して比較情報を修正再表示しています。注記7をご参照ください。

IAS 34.20(b)

IAS 34.11

IAS 34.11

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（四半期報告企業）（続き）

千ユーロ	注記	6月30日に終了する3ヶ月		6月30日に終了する6ヶ月	
		2025年	2024年 修正再表示*	2025年	2024年 修正再表示*
純利益の帰属先：					
当社の所有者		1,547	1,258	2,985	2,014
非支配持分		98	55	191	88
		1,645	1,313	3,176	2,102
包括利益合計の帰属先：					
当社の所有者		1,883	1,407	3,660	2,396
非支配持分		110	79	215	134
		1,993	1,486	3,875	2,530
1株当たり利益					
基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.44	0.34	0.82	0.51
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.40	0.33	0.80	0.50
1株当たり利益－継続事業					
基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.32	0.47	0.70	0.64
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.28	0.46	0.69	0.63
調整後金利・税金・償却前利益 （調整後EBITDA）					
	12	3,515	4,586	6,765	7,902

* 非継続事業に関連して比較情報を修正再表示しています。注記7をご参照ください。

謝辞

KPMGは、以下のメンバーを含む本冊子の主な貢献者及び校閲者に謝意を表します。

Kelly Coyne

Irina Ipatova

Iñigo Larburu Hernando

Mina Marcus

Genevieve Naik

Agnieszka Sekita

KPMGによるその他の刊行物

LinkedInの[KPMG IFRS](#)や[kpmg.com/ifrs](#)では、新規のIFRS会計基準利用者と現行のIFRS会計基準利用者も、「財務諸表の開示例」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。



企業報告

IFRS Today

IFRS会計基準に関するKPMGの最新のインサイト及びガイダンス



ISSB Standards Today

IFRSサステナビリティ開示基準に関するインサイト及びガイダンス



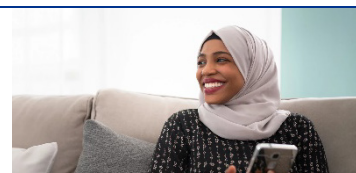
ESRS Today

欧州サステナビリティ報告基準に関するインサイト及びガイダンス



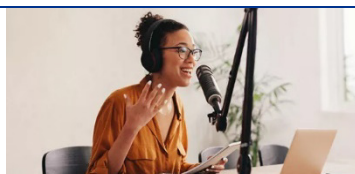
Connected Reporting Today

戦略、サステナビリティ、財務情報の統合を図ります。



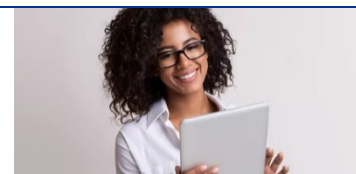
The KPMG view

財務、ESG及びconnected reportingにおける現在の課題を調査しています。



News

基準に関するKPMGのすべての記事を検索できます。



新たな課題

Clear on climate reporting

財務報告への影響



排出量と環境対応のスキーム

質問に回答しています。



ESG報告の準備

インサイト、ハイレベルなガイダンス、詳細な分析



Uncertain times

財務報告への影響



サステナビリティ報告

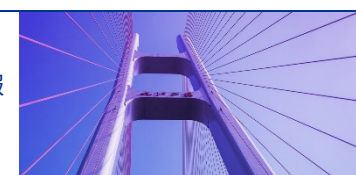
IFRS S1及びIFRS S2

IFRSサステナビリティ開示基準



ESRS

欧州サステナビリティ報告基準



財務報告

Insights into IFRS

IFRS会計基準の実践的ガイダンス

**Guides to financial statements**

過去のガイダンス及びセクター別の補足内容も掲載しています。

**IFRSツールキット**

IFRS会計基準適用に関するKPMGのインサイト

**IFRS会計基準と米国会計基準との比較**

重要な違いに関するガイダンス

**表示及び開示**

IFRS第18号

**保険**

IFRS第17号

**リース**

IFRS第16号

**収益**

IFRS第15号

**公正価値測定**

IFRS第13号

**企業結合及び連結**

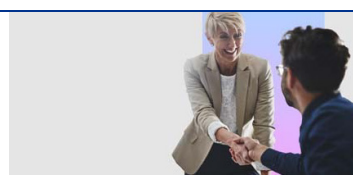
IFRS第10号、第11号、第12号

**金融商品**

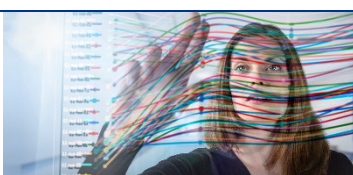
IFRS第9号

**株式に基づく報酬**

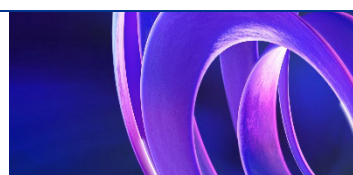
IFRS第2号

**1株当たり利益**

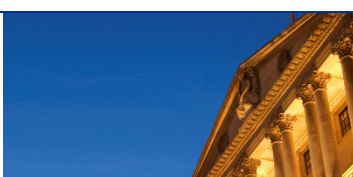
IAS第33号

**法人所得税**

IAS第12号（グローバル・ミニマムトップアップ税を含む）



セクター

銀行**投資ファンド**

KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することが可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、KPMG International Standards Group (KPMG IFRS Limitedの一部。以下、ISG) が公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2025年3月に発行した「Guide to condensed interim financial statements – Illustrative disclosures」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRS会計基準を理解または適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーを中心に行いました。

2025年6月

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウントティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX : 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX : 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX : 052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/ifrs

Publication name: Guide to annual financial statements- Illustrative disclosures

Publication number: 137884

Publication date: March 2025

本冊子は、KPMGインターナショナルが2025年3月に発行した「Guide to condensed interim financial statements- Illustrative disclosures」を、KPMGインターナショナルの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

© 2025 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 25-1026

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited(「KPMGインターナショナル」)の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社(private English company limited by guarantee)です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、<https://home.kpmg/xx/en/home/misc/governance.html>をご覧ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS®Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。それは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。